

自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン
(日本語版)

IASC OPERATIONAL GUIDELINES ON THE PROTECTION OF PERSONS
IN SITUATIONS OF NATURAL DISASTERS
(JAPANESE VERSION)

2011年11月

発行元：ブルッキングス・LSE 国内強制移動プロジェクト
Published by Brookings-LSE Project on Internal Displacement

自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン
(日本語版)

目次

序文	IV
第一部：序論	
1. 自然災害は人権にどのような影響を与えるのか.....	1
2. 人権に基づくアプローチが自然災害時において人々の保護を促進する理由	2
3. 保護とは何か	4
4. 活動ガイドラインの目的および適用範囲.....	6
第二部：自然災害時における人々の保護に関する IASC（機関間常設委員会）活動ガイドライン	
一般原則	8
A グループ A：生命、安全および身体の健全性ならびに家族の関係の保護	11
A.1 人命救助の対策（特に避難）	11
A.2 家族の離散からの保護.....	14
A.3 自然災害の二次的被害からの保護	14
A.4 暴力からの保護（ジェンダーに基づく暴力行為を含む）	15
A.5 被災者を受け入れる家族・コミュニティまたは集団避難所における安全	18
A.6 遺体の取り扱い.....	19
B グループ B：食料、保健医療、避難所および教育の提供に関する権利の保護	21
B.1 人道的物資および人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの提供：一般原則	21
B.2 特定の物資（例えば、適切な食料、水および衛生環境、避難所、衣服）、不可欠の保健医療 サービスおよび教育の提供	23
C グループ C：住居、土地および財産、生計手段ならびに中等・高等教育に関する権利の保護	29
C.1 住居、土地および財産ならびに所有物	29
C.2 仮設の収容施設、住居および退去	30
C.3 生計手段および仕事.....	31
C.4 中等・高等教育.....	32

D	グループ D : 文書、移動、家族の関係の再構築、表現および言論ならびに選挙に関する 権利の保護	33
D.1	文書類	33
D.2	移動の自由、特に持続的な解決の中での移動の自由	34
D.3	家族の関係の再構築	36
D.4	表現、集会および結社ならびに宗教	38
D.5	選挙権	39
付属資料 I : 用語解説		40
付属資料 II : 特定の集団の人々の保護 関連ガイドラインのクロスリファレンス		44
付属資料 III : 行動規範、ガイドラインおよびマニュアルの参照		49

序文

地震やハリケーン、津波といった災害の襲来があっても、人権は消滅しません。2004年のインド洋津波や2010年のハイチ地震、その他の多くの災害の後、救援、復旧・復興活動の中で、被災者の尊厳を保障することになる人権保護がいかに重要であるかを目の当たりにしました。人間は危機に遭遇したときに最も弱い存在となるため、差別や侵害を未然に防ぐことが極めて重要です。

災害救援における権利に基づくアプローチを推進するため、機関間常設委員会（IASC）は2006年に「人権および自然災害に関する活動ガイドライン」を採択しました。ガイドラインは、自然災害時における権利に基づくアプローチの推進への大きな貢献です。ガイドラインを現場で試験的に運用した際のフィードバックを踏まえ、現場から得られた教訓を改訂版のガイドラインに取り入れました。加えて改訂版は、権利に基づくアプローチを拡大し、事前準備の対策を含めました。災害発生時には災害への備えの一つ一つのステップが大きな効果を発揮するからです。

この文書は過去数年にわたって行われた共同作業の成果をまとめたものです。ガイドラインの策定に寄与していただいたIASCのメンバーと協力者、ならびにガイドラインが効果を発揮するよう尽力して下さった方々に感謝申し上げます。また、その過程でご協力いただいたBrookings-Bern Project on Internal Displacement（ブルッキングス・ベルン国内強制移動プロジェクト）の皆様にも感謝申し上げます。

ガイドラインは簡潔に読みやすくまとめられています。国際的なまたは非政府の人道組織、あるいは各国政府が、災害への準備、対応、復旧・復興活動における枠組みとして人権を用いる際に、このガイドラインが有効な手段となることを期待します。

ヴァレリー・エイモス

人道問題担当国連事務次長兼緊急援助調整官

ヴァルター・ケーリン

国内避難民（避難者）の人権に関する
国連事務総長代表

第一部：序論

1. 自然災害は人権にどのような影響を与えるのか

従来、自然災害¹は、もっぱら人道的支援の提供に関連した課題を生む状況として捉えられてきた。そうした考え方の中では、災害時の人権保護の必要性はあまり注目されることはなかった。

特に、2004年と2005年にアジア各地および米州を襲った津波、ハリケーン、地震、さらには2010年のハイチ地震において、被災者は自然災害の後に様々な人権問題に直面する可能性があることが明らかになった。それらの人権問題とは、例えば次のようなものである。

- ❖ 安全と安全確保の欠如（例えば、犯罪の横行、災害による二次的被害等）
- ❖ ジェンダー（性別）に基づく暴力行為
- ❖ 支援、基本物資およびサービスの不平等な入手・利用機会（アクセス）、支援提供における差別
- ❖ 子供に対する虐待、育児放棄および搾取
- ❖ 家族の離散（特に、子供、高齢者、障がいのある人々および生活上家族の助けを必要としているその他の人々の家族との離散）
- ❖ 個人の身元に関する書類の消失・破損、その再発行の問題（特に不十分な出生登録制度が原因となる場合）
- ❖ 不十分な法の執行体制、公正かつ効率的な司法制度の利用機会の制限
- ❖ フィードバックおよび苦情の効果的な収集体制の欠如
- ❖ 雇用および生計手段の不平等な入手・利用機会
- ❖ 強制移住
- ❖ 災害によって避難を強いられた人々の危険なまたは非自発的な帰還または再定住
- ❖ 財産の不返還および土地への立ち入り不可

災害の緊急段階の間において差別と人権無視が生じる可能性があるが、災害の影響が長引けば長引くほど、人権侵害の危険性も高まることは過去の事例が示している。また、自然災害時には、以前から存在していた脆弱性と差別が悪化することも過去の事例が示している。

特に危険にさらされるのが、被災者の中でも、災害によって住居や常居所地を離れることを強いられ、避難者²

¹ 「付属資料I：用語集」を参照。

² 「付属資料I：用語集」を参照。

となった人々である。そのような人々は、その結果、1998年の「国内強制移動に関する指導原則」に従って待遇されることとなる。〔訳注：internally displaced personsは通常、「国内避難民」と訳されるが、本ガイドラインでは「避難者」と訳した。〕

自然災害が発生した後の人権に対する悪影響は、意図的な政策が原因で生じるのではなく、計画策定と災害準備の不備、不適切な災害対応の政策と対策、または単なる怠慢が原因となって起こることが多い。

国連事務総長は次のように述べる。「自然のハザードに関連する危険と〔ハザードが災害となる〕可能性は、脆弱性の一般的な状況、および災害に対する予防・軽減・事前準備の対策の実効性に大きく左右される」³。〔訳注：hazardは「災害外力」とも訳される。〕

関連する人権の保障が事前準備、救援、復旧・復興といった災害対応のすべての段階で国内のまたは国際的な組織・関係者によって考慮されれば、このような課題は軽減でき、あるいは完全に避けることができる。

2. 人権に基づくアプローチが自然災害時において人々の保護を促進する理由

人権保護の視点は、人権の充足の保障と推進という戦略的側面を人道支援プログラムにもたらすだろう。過去の経験からも明らかのように、支援というものが被災者全員に対して平等かつ積極的に行われる中立的な活動であると単純に考えることはできない。支援がどのように提供され、利用され、吸収されるのか、そしてどのような文脈で行われるのかという問題は、被災者のニーズと人権の尊重または充足という問題に大きな影響を与えることになる。人権に基づくアプローチは、人道支援活動に必要な枠組みと基準を提示する。つまり、人間の尊厳、非差別および普遍的に保障されている人権といった普遍的な原則に、人道支援活動の基礎を置くことになるのである。従って、被災者は、単に慈善活動の恩恵を受ける受動的な立場ではなく、特定の義務履行者に対し権利を主張できる個別の権利保持者ということになる。

さらに、人権に基づくアプローチは、支援活動の価値をより高度なものにするだろう。例えば、当局が女性および子供に対して差別のない安全な環境で十分な食料と適切な住居を提供すれば、そうした支援がなかった場合に比べて性的搾取、児童労働および暴力にさらされる危険は減るだろう。

人道的支援が人権保護の枠組みに基づくものでないとしたら、その支援は視野狭窄に陥る危険があり、被災者の基本的なニーズのすべてが全体の計画策定と支援提供の過程の中に必ずしも組み入れられないことになる。そうすると、後の復旧・復興において重要となる要素も軽視されることになる。さらにいうならば、自然災害の被災者は法の真空地帯に生きているわけではない。被災者は、国際的・地域的な人権文書を批准し、人権を保護する憲法、法律、規則および制度を備えた国に住んでいる国民である。従って、国家は、その管轄下にある市民およびその他の人々の人権を尊重し、保護し、充足する直接の責任を負っているのである。

そのため、人権は、自然災害における人道的活動を支える規範として重要なものであり続ける。災害管理に関

³ 事務総長の総会への報告書「援助から開発まで、自然災害の現場における人道的支援に対する国際的な協力について (On international cooperation on humanitarian assistance in the field of natural disasters, from relief to development)」A/60/227を参照。

する法律を定めている国は多く、災害対策の特定の側面に関する国際的な規定もあるが、人権法は、人道的対応の活動の指針となる重要かつ包括的な、国際的な法的枠組みを提供している⁴。

国際的な人権条約に直接拘束されないものの、ほとんどの国際的な人道支援組織が、また多くの国内の人道支援組織が、自らの活動は人権の尊重に基づいて行わなければならないと受け止めている。これらの組織は、被災者のために、自らの権限に関する厳密な文言を超えて人権を尊重し、保護すべきであり、少なくとも国家による人権侵害につながるような政策もしくは活動を推し進めたり、積極的に加わったり、または認めたりすることは避けるべきである。

とりわけ、自然災害時に生じうる多くの人道的支援と人権保護のジレンマを考えた場合に、人権の概念を現場の支援活動にどのように適用するのかという課題が頻繁に生じる。支援活動の場面では、人権の枠組みは次の問題に対処するのに有効である。

- **被災者の関連するニーズと利益を特定する。**

例：人権法は、移動の自由と居住地選択の権利を定めており、避難者の帰還または国内の別の場所への定住の自由を保障している。その半面、人権法は資金の信用貸し付けに対する権利を保障しておらず、被災者に対して小額融資（マイクロ・クレジット）を認めるか否かは組織や当局の判断に委ねられる。

- **権利保持者と義務履行者を特定する。**

例：(1)「児童の権利に関する条約」によれば、子供は最大限の配慮の下で最大の利益を享受する権利を有し、それゆえ権利保持者である。(2) 多くの人権条約によれば、主要な義務履行者たる国家は、キャンプおよび集団避難施設で警察保護を提供する義務を負う。

- **人々の要求の制限を特定する。**

例：移動の自由は絶対的な権利であるとは限らない。そのため、強制避難または強制移住は特定の例外的なケースでは認められる（ガイドライン A.1.4 および D.2.4 を参照）。

- **人道支援活動が人権基準に適合することを確保する。**

例：食料、住居または保健医療サービスは特別のニーズを持つ人々に対して利用しやすいものでなければならないという人権基準に従えば、人道支援活動は、例えば、母子世帯、高齢者、障がいのある人々またはその他の特定の脆弱性を持つ人々が支援を利用できるかどうかという具体的な問題に対処する方法で計画する必要がある。

⁴ 自然災害の状況では、武力紛争の状況において適用される法である国際人道法は、武力紛争において紛争当事者の支配下にある市民が被害を受けない限り、自然災害の状況には適用されない。このような例外的な状況は、活動ガイドラインの対象外である。

3. 保護とは何か

定義

機関間常設委員会（IASC）によれば、保護は次のとおり定義される。

「関連する法（すなわち、人権法、国際人道法および難民法）の文言と精神に従い、個人の権利の完全な尊重を確保するためのすべての活動」⁵。

保護に関する活動には、対応、修復または環境構築に関するものがある。すなわち、差し迫った人権侵害または現在進行中の人権侵害を防ぐという「**対応型**」、過去の侵害に対する補償（例えば、裁判、賠償または回復の機会）を行うという「**修復型**」、人権の尊重を推進し、将来の侵害を防ぐのに必要な法的および制度的な枠組み、能力および意識を構築するという「**環境構築型**」である⁶。

保護実施者とその義務

こうした保護の定義は、国際人権法が国家に課している4つの義務の観点から考える必要がある。その義務とは、「**人権の尊重**」、すなわち、積極的な人権侵害を避けること、「**人権の保護**」、すなわち、他者によってまたは状況によって生じる脅威に対して被害者に代わって対応し、防御策を講じること、「**人権の充足**」、すなわち、人々が人権を完全に享受するのに必要な物資とサービスを提供すること、そして「**差別することなく**」これらの義務を全うすることである。

これらの義務は、時間の流れの点では、国家にとって特に次の義務を意味する。(a) 人権侵害の発生の防止または再発の防止、(b) 人権侵害が行われているときには、国家機関および当局による当該権利の尊重を確保し、また国家機関および当局が第三者によってまたは自然災害等の状況によって生じる脅威から被害者を保護することを確保し、人権侵害を止める、(c) 人権侵害が起こった後の賠償および完全な回復の保障。

当局の責任を遂行する能力または意思が不十分である場合には、国家の取り組みを支援し、補完する上で国際社会が重要な役割を果たす。多くの自然災害の規模と複雑性に鑑みれば、特別の専門的技術・知識および資源を持った国連内外の組織の積極的な関与が必要となる。

人道的支援および開発に携わる組織は、特に市民的および政治的な権利を中心とした人権の保障に取り組んでおり、その取り組みは「危害を与えない」(“Do Not Harm”)⁷という原則に具体化されている。また、食料、水、衛生環境、住居、保健医療サービスおよび教育を含めた人道的支援を行うことによって、これらの組織は、経済的、社会的および文化的な権利を充足する上でも重要な役割を果たしている。しかし、人道的物資の供給および人道的サービスの提供は被災者の人権の享受に大きく貢献するものの、それ自体はさほど保護活動であるとはいえない。具体的に将来の人権侵害を防いだり、現在進行中の人権侵害を止めたり、過去の人権侵害に対する補償をしたりすることを目的とする限りにおいて、保護活動となるのである。

⁵ 「国内避難民の保護に関する IASC の方針 (IASC IDP Protection Policy)」（1999 年）を参照。この定義は、1999 年開催の赤十字国際委員会 (ICRC) の保護に関するワークショップで採択された。

⁶ 「国内避難民の保護に関する IASC の方針」（1999 年）、グローバル・プロテクション・クラスター作業グループ「国内避難民の保護のためのハンドブック (Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons)」（2010 年 3 月）7 頁を参照。

⁷ この概念に関しては、「付属資料 I：用語集」を参照。

従って、人道支援活動の中での保護の概念は、国際人権法の下での被災者の権利が差別されることなく尊重され、保護されおよび充足されることに関して人道的支援および（復旧・復興における）開発に携わる組織・関係者が果たす役割と理解される。

実際の保護

保護とはつまり人権を保障することであるが、この抽象的な概念をより具体的に示すには、これまでの経験から保護に関する課題を引き出すのが有効である。保護に関する課題は、特に次のような状況から生じる。すなわち、人々が被害を被ったりまたは放置されたりする状況、既存の人道的物資・サービスの入手・利用機会が打ち切られる状況、権利を無視・侵害された人々が権利を主張する可能性を閉ざされたりまたはその権利を妨害されたりする状況、そして差別を受ける状況である。実際の問題になぞらえるなら、保護活動は次のように分類できる。

1. **危害**：人権の保障に反して人々にもたらされる、または過失によって人々に生じる（過去、現在または未来の）危害に対処する活動。
2. **入手・利用機会（アクセス）の欠如**：支援を必要とする人々が、人権によって守られた物資とサービス（適切な食料、水、衛生環境、住居、保健医療サービスおよび教育等）を利用できることを確保し、その入手・利用機会の妨げとなっている障害をなくすための活動。
3. **自己の権利の主張が不可能なまたは阻止される状況**：権利が侵害された場合に、人々が自らの権利を行使し、主張できることを確保するための活動。また、特に次の場合において権利を主張する能力を強化しようとする活動。
 - (i) 権利を侵害された人々に影響を与える決定事項およびそれらの人々の権利に関する情報提供、協議および参加機会の欠如
 - (ii) 書類の欠如
 - (iii) 侵害に対する効果的な救済（裁判所の利用および自らの権利の侵害に対する賠償を含む）の欠如
 - (iv) 権利侵害に対する説明責任の欠如
4. **差別**：人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的なおよびその他の意見、民族的もしくは社会的出身、財産、障がい、出生、年齢またはその他の地位を理由として、人々が選別的に危害を受け、利用機会を拒否され、権利を主張する機会を奪われ、またはその他の不利を被ることがないこと、すなわち、人々が差別されないことを確保するための活動。

こうした保護活動に厳密にはどのようなものが含まれるのかは、実際の状況、機会および制約条件に大きく左右されるが、主だった保護手段には次のものがある。

1. 状況の**監視**および関連する保護の課題の特定、ニーズに基づいた保護活動の優先順位の決定
2. 関連する利害関係者への**働きかけ**（非公開または公開で）
3. 関連する利害関係者、被災者および被災コミュニティの**能力向上**
4. 被災者に対する**直接的な保護の実施**（例えば、被災地からの避難を希望している人々の移送、ジェンダーに基づく暴力行為の防止・減少を目的としたキャンプおよび集団避難施設の給水場所・衛生エリアの照明設置、人権侵害の被害者に対する法的支援）

4. 活動ガイドラインの目的および適用範囲

対象者および目的

活動ガイドラインは、主に、国際組織、非政府の人的組織および IASC のメンバー組織が、災害救援と復旧・復興活動が被災者の人権保護・推進の枠組みの中で行われ、かつ、当該活動が被災者の人権を促進することを確保するにあたり、それらの組織を支援するものである。具体的には、次のことを目的としている。

- ❖ できる限り早い段階から、人権の諸原則および保護の基準（非差別の基本原則を含む）が災害対応および復旧・復興のすべての活動に組み込まれることを確保する。
- ❖ 人権の原則に従い、災害対応のすべての段階において、できる限り被災者および被災コミュニティが全面的に協議を受け、積極的に参加できることを確保するための関連する対策を特定する。
- ❖ 自然災害時における人権の基準に関する既存のガイドラインを補完する（取って代わるものではない）。
- ❖ 人権法の下で政府が被災者に対して負う義務について政府と対話を始める際に、人道支援組織にその基盤を提供する。

活動ガイドラインは、政府組織のうち、被災者に対して保護および人道的支援を提供することに主要な責任を有する組織、特に災害管理に携わる組織にとっても有用であると思われる。さらに、ガイドラインは、国内の法令および政策を啓発するものとなるかもしれない。

活動ガイドラインは、また、自然災害の被害を受けた国の市民社会にとっても有用なものとなるかもしれない。

適用範囲

この活動ガイドラインは、自然災害時における対応および復旧・復興を対象とする。活動ガイドラインは、災害に対する事前準備およびリスク軽減自体を扱うものではないが、事前準備についての可能な対策は、適切と考えられる箇所では言及している。さらに、活動ガイドラインは、保護に関する課題を災害の事前準備の政策および戦略の中に導入するためにも使うことができる。具体的には、国および地方のレベルで、研修活動の推進、災害管理、人権活動に関与する組織の能力構築、法的および制度的枠組みの改善、緊急対応計画を通じてという形である。

活動ガイドラインは、自然災害時における人道支援活動を導く重要な諸原則を詳述したものであり、特定の状況下におけるそれらの原則の実施についての現場の具体的な活動例を示すものである。提示された活動は網羅的ではなく例示的なものであり、付属資料 III に記載されたより詳細な指針に取って代わるものではない。活動ガイドラインに含まれる活動は、次のことを目的とする。

- ❖ **危害**を防止し、阻止する。
- ❖ 被災者が、関連する物資、サービスおよび各種機会の**入手・利用機会（アクセス）**を有することを確保する。
- ❖ 被災者が**自らの権利を主張**できることを確保する。
- ❖ **差別**を回避し、または**差別**と闘う。

活動ガイドラインは、関連する国際人権法、人道支援活動に関する既存の基準および政策ならびに自然災害時における人道的基準に関する人権ガイドラインに啓発を受け、またこれらから導き出されたものである⁸。しかしながら、活動ガイドラインは、国際法に規定される人々の権利をリストアップするものではない。活動ガイドラインはむしろ、自然災害の状況において、人道支援活動における権利に基づくアプローチを実施するため、人道支援組織はどのような活動基準によって導かれるべきであるかに着目する⁹。活動ガイドラインは、突発的な自然災害の影響を想定して作られたものであるが、ガイドラインの大部分は、遅発的な災害等、それ以外の災害への準備または事後対応にも関連するものである。

活動ガイドラインの構成

活動ガイドラインは、最初にいくつかの一般的な原則を提示する。被災者の人権保護に関連する重要原則は、実際の問題になぞらえ、次の4つの章に分けて説明する。

- (A) **生命、安全および身体の健全性の保護ならびに避難の際の家族の関係の保護**に関する権利の保護。これらの保障は、災害が生じる間においてすでに、またその直後において特に関連する市民的および政治的な権利である¹⁰。その中でも、安全および身体の健全性に対する権利は、災害対応の中で特に重要である（例えば、ジェンダーに基づく暴力行為の文脈において）。
- (B) **食料、保健医療、住居および教育**の提供に関する権利の保護。これらの社会的な権利¹¹は、災害の生存者が特に緊急段階の間において、また必要に応じてその後の段階において人命救助の人道的支援を受けることを確保するためのものである。
- (C) **住居、土地、財産および生計手段**に関する権利の保護。これらは、緊急段階が過ぎ、復旧・復興活動が開始したときに特に関連性を増す経済的、社会的および文化的な権利である。
- (D) **文書、避難者の持続的な解決の中での移動の自由、家族の関係の再構築、表現および言論ならびに選挙**に関する権利の保護。これらは、復旧・復興段階が長期化するに伴い重要性を増す市民的および政治的な権利である。

従って、活動ガイドラインの利用者は、最初の緊急段階の間においてはカテゴリー A とカテゴリー B を参照し、その後の段階に入ったときにカテゴリー C とカテゴリー D を参照すると良いだろう。しかし、本章で扱われている**すべての**権利を完全に尊重することによってのみ、自然災害の被災者の人権は適切に保護できる。すべての人権は、普遍的かつ不可分であり、相互に依存し関連し合っている¹²。従って、活動ガイドラインの構成は、関連する権利の間に階層があることを示すものではなく、むしろ災害のある段階に関連する権利を速やかに特定するためのものである。

⁸ 活動ガイドラインは、可能な限り適切な、十分に多様な普遍的人権文書、関連する地域間の人権条約、「国内強制移動に関する指導原則（Guiding Principles on Internal Displacement）」、スフィア・プロジェクト「災害対応における人道憲章と最低基準（Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response）（スフィア・ハンドブック（Sphere Handbook）」）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）「行動規範（Code of Conduct）」等のその他の基準に基づいている。

⁹ 国連の国際法委員会は現在、自然災害時の救援における国家の追加的責任に関する基準の準備作業を進めており、この作業は人道的組織が緊急の課題として求めている指針への対応と同時進行で行われている。

¹⁰ これらの権利は、国際的なレベルでは主に「市民的および政治的権利に関する国際規約」（1966年）に規定されている。

¹¹ これらの権利は、主に「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（1966年）に規定されている。

¹² ウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言および行動計画（Vienna Declaration and Programme of Action）」（国連文書 A/CONF.157/23、1993年7月12日）を参照。

第二部：自然災害時における人々の保護に関する IASC（機関間常設委員会）活動ガイドライン

一般原則

I. 自然災害の被災者に対する一般的な保障

- I.1** 自然災害の被災者は、国内の他の人々と同様に、国際人権法の下で認められる権利および自由を享受する資格を有する者として認識され、待遇されるべきであり、また、人種、皮膚の色、性、障がい、言語、宗教、政治的なおよびその他の意見、民族的もしくは社会的出身、財産、出生、年齢またはその他の地位を理由に差別を受けるべきではない。女性、子供、特定の被災者の集団（高齢者、障がいのある人々、HIV/AIDS と共に生きる人々、片親の世帯主、子供が世帯主の世帯、避難者、民族的または宗教的コミュニティのメンバーおよび先住民を含む。ただし、それらに限らない）の支援および保護に対する特定のニーズに対処するための特化した対策は、異なるニーズに基づいているのであれば、またその限りにおいて、差別をなすものではない。
- I.2** 自然災害の被災者、または差し迫った被災の危険にさらされている人々は、次の点に関して理解できる言語で容易に入手できる情報の提供を受けるべきである。
- (a) 直面している災害の性質およびレベル
 - (b) 想定される災害リスクに関するおよび脆弱性の軽減のための実施可能な対策
 - (c) 進行中のまたは計画されている人道的支援、復旧・復興活動およびそれぞれについての受給資格
 - (d) 国際法および国内法の下で認められる権利。
- I.3** 被災者は、被災者のために講じられた対策に関して情報提供と協議を受けるべきであり、また、最大限かつできる限り早期に自らのことを管理する機会を与えられるべきである。被災者は、災害対応の各段階の計画策定および実施に参加できるべきである。意思決定への参加の機会から伝統的に疎外されている人々を含めるための特化した対策が講じられるべきである。
- I.4** 被災者は、人権を侵害された場合には、自らの権利を主張しおよび行使する権利を有し、かつ、その主張および行使にあたり支援を受けるべきであり、また、効果的な救済策（司法制度の妨げられない利用機会を含む）を与えられるべきである。
- I.5** 子供に関するあらゆる決定および活動において、子供の最善の利益が主として考慮されるべきである。

- 1.6** 自然災害もしくはその影響の結果として、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを命じられたもしくは強いられた人々もしくは避難させられた人々、または自然災害もしくはその影響を回避するために自らの住居もしくは常居所地から離れることを余儀なくされたもしくは強いられた人々で、国際的に承認された国境を越えていないものは、「国内強制移動に関する指導原則」（1998年）によれば国内避難民〔訳注：ここでいう「避難者」〕であり、それに従った待遇を受けるべきである。
- 1.7** 被災者の人権、および人道支援活動が被災者の人権に及ぼす影響は、規則正しく監視されるべきである。そのためには既存の監視体制が強化され、または新しい体制が構築されるべきである。監視者には、人道支援活動が行われている場所およびすべての被災者に対する接触の機会（アクセス）が与えられるべきである。
- 1.8** 保護活動は、被災者の特定されたニーズに基づいて実施され、優先順位が付けられるべきである。そのようなニーズは、差別のない客観的な基準に基づきかつ被災者との協議を通じて特定され、評価されるべきである。集められたデータは、年齢や性別によって詳細化されるべきである。
- 1.9** 保護活動は、被災地に特有の文化的な感受性を尊重した方法で行われるべきである。ただし、その文化的な感受性が既存の国際的な人権基準に違反していないことを条件とする。

II. 国家および人道的対応に寄与するその他の組織の役割

- II.1** 国家は、自然災害の被災者に対し、支援および保護を提供する主要な義務および責任を有する。国家は、その実施にあたり、被災者の人権を尊重し、民間の行為主体（例えば、犯罪を犯している個人および集団）による権利の侵害および災害から生じる危険（例えば、自然災害の二次的被害）から被災者を守らなければならない。
- II.2** 人道的対応に寄与する国際的な人道支援組織、機関および非政府組織は、
- ❖ 関係当局に必要な人道的支援を行う能力もしくは意思がない場合には、またその限りにおいて、自然災害の被害を受け、保護および人道的支援を必要としている人々を支援するサービスを提供する。
 - ❖ 人権が人道的活動を支えることを認識し、自然災害時においては、被災者の人権を常に尊重し、人権の推進および保護を最大限に擁護する。それらの組織は、人権侵害の原因となっているもしくはその可能性のある政策・活動を推進し、それらに積極的に参加し、またはいかなる形であれそれらを支持してはならない。
 - ❖ 特に、被災者の置かれた状況およびニーズを監視し、評価する際に、自らの支援活動を計画策定し、組み立て、実施する際に、また被災者に対する国家の国際法上の義務および責任について政府当局と対話を開始し、当該当局の活動を支援する際に、自らの活動において活動ガイドラインから指針を得る。
 - ❖ 人道、独立、公平および中立の諸原則に従って活動を行う。
 - ❖ すべての関連する利害関係者（被災者を含む）に対して説明責任を常に負う立場にある。
- II.3** すべての関連する人道支援組織は、それぞれの職務を尊重し、考慮しながら、これらの組織の間におい

て、また国家および地域当局との間において保護活動を調整するべきである。

- II.4** 人道的支援は、人道的以外の目的（例えば、政治的な目標を達成すること、または物資を必要としていない者に物資を届けること）のために行ってはならない。

グループ A： 生命、安全および身体の健全性ならびに家族の関係の保護

A. 1 人命救助の対策（特に避難）

A.1.1 自然災害による差し迫った危険にさらされている被災者（特に特定のニーズを持つ人々を含む）の生命、身体の健全性および健康は、その所在地がどこであるかを問わず、最大限可能な限り保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 被災者に対し、予想される危険、推奨される予防策と施設（例えば、安全な避難ルートおよび地域の緊急避難所）についての情報を理解できる言語で提供する。
- ❖ 特別のニーズを持つ人々を特に対象として警戒体制および予防的な保護対策を実施する。

《事前準備の対策》

- ❖ コミュニティ・村落中心の災害時のリスク管理を計画策定する。リスクの把握およびその防衛策に関するコミュニティの意識啓発プログラムを実施する。
- ❖ 災害に対する意識啓発プログラムを教育課程に導入する。
- ❖ 人道的支援を行うすべての人員に対して救急対応の訓練を行う。
- ❖ 災害への事前準備および被害軽減対策（例えば、洪水の起きやすい地域の河川管理）を実施し、コミュニティの脆弱性についての住民参加型の評価を行う。
- ❖ コミュニティおよび各世帯を対象とした予防策（例えば、避難ルートの地図または切迫する危険を知らせる警笛）を提供する。

A.1.2 危険にさらされている人々を保護するために上記の対策だけでは不十分な場合には、これらの人々の危険地域からの避難を円滑にするべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 保護するための避難所を準備し、人々をそこに避難するよう導く。
- ❖ 避難ルートに関する情報を人々が理解できる言語でかつ入手しやすい方法で提供する。
- ❖ 特別のニーズを持つ人々を支援し、危険な場所から逃げられるようにする。

《事前準備の対策》

- ❖ 地域レベルで災害管理委員会を設置する。
- ❖ 津波または突発的な洪水等の災害の危険性が特に高い場所には、避難ルートおよび保護のための避難所の場所を示す道路標識および案内板を設置する。
- ❖ 災害発生を想定したコミュニティ単位の避難訓練を実施する。

A.1.3 危険にさらされている人々が自力で逃げるができない場合には、これらの人々を危険地域から避難させるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 避難対策および集合場所に関する情報が、危険にさらされている全地域に公表されることを確保する。
- ❖ 特別のニーズを持つ人々および移動に制限のある人々（障がいのある人々、高齢者、入院患者、療養所生活者または受刑者を含む）を特定し、移動手段を提供する。
- ❖ 被災者全般に対して移動手段を提供する。
- ❖ 避難者が残置した住居および所持品を保護する。

《事前準備の対策》

- ❖ 適切な代替策、避難ルート、および避難者が残置した住居および財産を保護するための対策の特定に被災者が参加する。
- ❖ 財産および所持品の最新の写真記録を残す。

A.1.4 避難を望まない人々を当人の意思を無視して強制的に避難させるべきではない。ただし、次の場合は、この限りではない。

- (a) 法律によって認められている場合。
- (b) その状況下において、生命または健康への深刻かつ差し迫った脅威に対応する絶対的な必要性があり、強要度の低い対策ではその脅威を回避できない場合。
- (c) できる限り対象者が情報提供と協議を受けた上で実行される場合。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 危険にさらされている人々に対して避難場所および避難期間に関する情報を提供し、協議する。
- ❖ 危険にさらされている人々が避難を望まない理由について、これらの人々と協議する。

《事前準備の対策》

- ❖ 避難を可能にしかつ避難の条件を規制する法律を策定する。
- ❖ 災害の起きやすい地域における危険度について、および強要度の低い対策の可能性について技術的な点から評価する。
- ❖ 強制避難を必要とする可能性のある状況に関する意識啓発活動を行う。
- ❖ 強制避難が実施される場合の方法と日時に関する情報を提供し、協議する。
- ❖ 被災する可能性のある住民と、自主避難の妨げとなる可能性のある要因について協議し、特定されたニーズを緊急災害計画に組み入れる。

A.1.5 避難は、自主的であるか強制的であるかを問わず、被災者の生命、尊厳、自由および安全に対する権利を完全に尊重し、何人も差別されない方法で実施されるべきである。被災者は、入手しやすい方法でかつ理解できる言語で、予想される避難の期間、避難のプロセスおよび避難する必要がある理由について可能な限り情報提供を受けるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 避難させられた人々とその持ち物を登録し、避難の状況を監視する。
- ❖ 移動手段に限度がある状況においては、特定のニーズを持つ人々を優先する。

A.1.6 居住地を離れる人々または避難させられた人々は、安全確保または安全の状況が許す限り、自らの居住地の近くに留まることができるよう支援されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 近くの適切な避難場所を複数特定しておき、優先順位を付ける。
- ❖ 近隣の居住者の中から被災者を受け入れる家庭を積極的に探す。

《事前準備の対策》

- ❖ 「国内強制移動に関する指導原則」に従い、避難させられた人々の受け入れおよび保護を準備する。
- ❖ 被災者を受け入れる家庭を特定し、受け入れに対する報酬支払計画を準備する。

A.1.7 被災者が連れてこられたまたは受け入れられた避難施設および一時的な避難地域は、被災者をさらなる危険にさらすことのない安全な場所であるべきである¹³。これらの施設および地域は、被災者の尊厳を尊重した居住環境を提供するべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 最低限の物理的な安全条件が満たされていることを確保するため、避難場所の安全評価を行い、できる限り、特定された危険を軽減する対策を施す。
- ❖ 特定された危険を十分に軽減できない場所については、より安全な場所への早急な移住を準備する。
- ❖ 避難施設に受け入れられた避難者（特定のニーズを持つ人々を含む）の中での自己統治の適切な形態および参加の体制を構築する。
- ❖ 避難施設に受け入れられたすべての被災者に対して現状および将来予想される展開に関する情報を適時に提供する体制を構築する。
- ❖ 避難施設に受け入れられた被災者の保護に関する意識啓発および訓練活動を実施し、その機会を利用して生じうる保護の課題に関する情報を収集する。

《事前準備の対策》

- ❖ 避難施設の選択基準（地理的位置、建物の種類および状況、建物の収容人数および規模、利用期間、交通の便、通信環境、衛生および調理設備、予備の設備等）の設定。
- ❖ 避難場所の監督、調整および管理に対する役割および責任を明確化する。
- ❖ 特定のニーズを持つ人々のための装備（子供の遊具等）または避難所用に特別に作られた装備を事前配置する。
- ❖ 避難施設または一時的な避難所に受け入れられた被災者のために活動する人々に行動規範を熟知してもらい、同意署名してもらうことを確保する。

A.1.8 保護および支援を行う国際組織および非政府組織は、強制避難を実施するべきではなく、またはこれに関与するべきではない。ただし、これらの組織が関与しなければ避難者の生命、身体の健全性または健康に対する差し迫った重大な脅威を避けることができない場合は、この限りではない。

¹³ 特に後述の A.3 および A.4 を参照。

A.2 家族の離散からの保護¹⁴

A.2.1 避難が行われる間は、家族の離散は最小限にとどめられるべきである。可能な限り、子供を両親、祖父母または保護者と共に避難させることを最優先するべきである。子供を両親から離して集団で避難させることは、最後の手段とするべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 子供の身元確認用の札または腕輪を使用する。
- ❖ 避難させた子供およびその両親を登録する。
- ❖ 避難させた子供が連れてこられた場所を登録し、両親にその場所を知らせる。

《事前準備の対策》

- ❖ 親のいない子供、または大人数のために共に避難できない世帯を特定する。
- ❖ 避難が行われる前に身元確認用の資料を配布する。
- ❖ 子供の避難場所を特定する作業に両親および学校関係者を関与させる。

A.2.2 避難が行われた間に家族と離散または随伴者がいなくなった子供は、一時的・臨時的な保護下に置かれるべきである。状況が解決されないままになっている間は、制度的なまたは長期にわたる養子縁組はできる限り避けるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 一時的・臨時的な保護のための適切な養家および里親を特定し、監視する。
- ❖ 災害が起こる前の段階で完了していなかった海外の養父母に対する養子縁組の手続きは中断する。

A

A.3 自然災害の二次的被害¹⁵からの保護

A.3.1 自然災害の被災者は、潜在的な二次的被害から保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる¹⁶。

- ❖ 被災者に対し、潜在的な二次的被害に関する情報を提供する。
- ❖ 被災者が滞在する場所のリスク評価を行う。
- ❖ 被災者が逃げ込んだ場所または連れてこられた場所のリスク評価を行い、必要な場合には、技術的な適応・修繕対策を講じる（例えば、これらの場所において、洪水、下水設備からの汚水氾濫等を防ぐ）。または、それが不可能なもしくは不十分な場合には、他のより安全な場所への移住を準備する。

《事前準備の対策》

- ❖ リスクについて図示した資料を作成し、情報を随時更新する。
- ❖ 安全な場所を事前に確認しておく。

¹⁴ 「D.3 家族の関係の再構築」を参照。

¹⁵ この概念については、「付属資料I：用語集」を参照。

¹⁶ その他の対策については、A.1.7を参照。

A.3.2 自然災害の被災者は、化学物質、有害な廃棄物および対人地雷・不発弾の危険、ならびに自然災害の過程で除去され、隠されまたは見えにくくなったその他の危険物質から保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 該当する場所に入れないよう柵を設け、目立たせる。
- ❖ 専門の組織に適切な対策を講じるよう警告を発する。
- ❖ 情報収集および意識啓発活動を行う。

《事前準備の対策》

- ❖ 災害が起こる危険性のある場所について、化学物質、有害な廃棄物、対人地雷・不発弾およびその他の危険物質について図示した資料を作成し、これらの物質を除去する。

A.4 暴力からの保護（ジェンダーに基づく暴力行為を含む）

A.4.1 自然災害の被災者の安全は、緊急段階の間およびその後において確保されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 予防策
 - 被災者以外の人々の間において、また被災者間において暴力の元となりうる要素を特定し、それについて図示した資料を作成する。
 - 暴力の危険にさらされている人々（例えば、独身女性または未成年の女子、片親の家庭、単独のまたは随伴者のいない子供、高齢者、障がいのある人々等）を特定し、それについて図示した資料を作成する。
 - ジェンダーに基づく暴力行為、強盗、略奪等の事件、法および秩序の崩壊の危険がある地域・場所、または既にそれらが起こっている地域・場所に対して必要な保護を提供できる法執行職員の追加派遣を提唱する。
 - 災害の結果、新たに特定の保護を求めている被災者を対象とし、新たな危険（例えば、搾取、人身売買）についての意識啓発活動を行う。
 - 大規模なまたは混雑した集団避難所を避ける。
 - 特に次の事項に関し、被災者（女性、子供、高齢者および障がいのある人々を含む）の代表をキャンプおよび集団避難施設の設計過程に参加させる。
 - 避難所の設計、場所の設定および内部の配置
 - 照明、柵の設置およびその他の安全対策
 - 食料の配給所、給水所、衛生設備、燃料の供給場所、医療、教育およびその他のコミュニティの施設の安全な場所での設置、その場所への移動の利便性
- ❖ 受け入れコミュニティからの批判的な感情に対する保護。このような対策については A.5 を参照。
- ❖ キャンプおよび集団避難施設内での被災者間の暴力からの保護。
 - 必要な場合には、家族の構成員ではない男性を、女性および子供から隔離する。
 - 地域の法執行職員と協力の下で、司法委員会および必要に応じて避難所管理委員会を設置する。その手続きは、被害者およびその家族が家庭内暴力の被害を届け出て、被害に対処できるよう、子供および女性に配慮したものとする。
 - コミュニティのまとめ役を利用し、避難所で暮らす被災者を一つのコミュニティとして組織する

(例えば、避難所におけるコミュニティによる警備を含む)。

- 避難所で暮らす被災者（特に女性）との密接な協力の下で、避難所の住民の間で自発的な警備を行う体制を構築する。
- ❖ 監視、報告および紹介体制（リファール）を構築する。
 - 避難所のオンブズマン制度またはその他の苦情処理および監視体制を構築する。
 - すべての組織およびサービス提供者が避難所で暮らす被災者および避難者に対して必要な説明責任を果たすことを確保するため、キャンプおよび避難施設内に苦情処理の体制を構築する。
 - 人権侵害の被害者に必要なサービスを紹介するため、紹介体制を構築する。
 - 避難先の地域およびキャンプまたは避難施設に対する国家の人権保護制度による定期的な訪問を確保する。
- ❖ 被災者の組織犯罪からの保護。このような対策については A.4.3 を参照。
- ❖ 人道支援物資が配給されている場所における被災者の保護。
 - 受給者に対し、支援物資が配給される予定の時間および場所に関する事前情報をできる限り提供する。
 - 女性、子供、高齢者および障がいのある人々に対し、他の受給者とは異なる時間または場所での物資の配給を計画する。
 - 軍または武装集団が人道的支援を提供する場合には、文民の当局または人道的組織がそのような救援活動を監視することを確保する。

A

《事前準備の対策》

- ❖ 若い世代の女性・男性および未成年の女子・男子を対象とした意識啓発資料を作成する。
- ❖ 緊急の状況で活動する法執行職員を訓練する。
- ❖ 安全上の問題を引き起こす恐れのある事項について図示した資料を作成する。
- ❖ 成人女性および未成年の女子を避難所の事前認定および計画策定の過程に加えることにより、その身体の安全および個々の身の安全を確保するための対策を含める。

A.4.2 被災者（特に成人女性および未成年の女子）は、ジェンダーに基づく暴力行為から保護されるべきであり、そのような暴力被害を受けた人々は、適切な支援を受けるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 女性および子供をジェンダーに基づく暴力行為から保護するため、コミュニティ中心の活動を組織する。
- ❖ ジェンダーに基づく暴力行為の危険および当該暴力行為に対する刑法上の罰則に関する教育啓発活動を行う。
- ❖ 緊急支援用の電話番号が入力された携帯電話を配布する。
- ❖ 女性および子供にとって安全な場所を設置する。
- ❖ 子供を公式または非公式の教育活動に参加させる。または、できる限り早期に子供に配慮した場所を提供する。
- ❖ 食料以外の物資に対する女性のニーズを特定し、安全な配給方法を計画策定する。
- ❖ 性別に配慮しかつ秘匿が保たれるサービス（保健医療、安全、法律・裁判に関するおよび心理社会的な支援を含む）の利用機会、紹介体制およびジェンダーに基づく暴力行為の被害者に対する十分な実

質的支援を確保する。これには、サービス提供者を対象とした能力向上、保健およびその他の制度に対する物質的および技術的な支援も含まれる。

- ❖ ジェンダーに基づく暴力行為の被害についての調査および対応方法に関し、法執行機関の能力向上を図る。即戦力となるスタッフの採用または被災コミュニティの中からの女性の採用により、十分な数の訓練を受けた女性の警備スタッフを組み入れる。
- ❖ 地域の法執行職員と協力の下で、司法委員会および避難所管理委員会を設置する。その手続きは、被害者およびその家族がジェンダーに基づく暴力行為の被害を届け出ることができるよう、子供および女性に配慮したものとする。
- ❖ できる限り早急に、ジェンダーに基づく暴力行為に関する徹底調査および告発を適時に行い、証人を実効的に保護する。
- ❖ ジェンダーに基づく暴力行為の被害の届出および発生傾向を制度的に監視する。
- ❖ ジェンダーに基づく暴力行為の危険および当該暴力行為に課せられる刑罰に関する教育啓発活動を行う。
- ❖ コミュニティのまとめ役を動員する。

A.4.3 被災者は、人身売買、児童労働、現代的形態の奴隷制（婚姻への人身売買、強制売春、性的搾取等）およびその他の類似の形態の搾取から保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 人身売買、搾取等の危険に関して被災者を対象とした意識啓発活動を行う。
- ❖ 子供を公式および非公式の教育活動に参加させる。または、できる限り早期に子供に配慮した場所を確保する。
- ❖ 人身売買、児童労働およびその他の類似の搾取の被害についての調査および対応方法に関し、法執行機関の能力向上を図る。
- ❖ 即戦力となるスタッフの採用または避難所の中にいる女性の関与により、十分な訓練を受けた女性スタッフを法執行活動に含める。
- ❖ 地域の法執行職員と協力の下で、司法委員会および避難所管理委員会を設置する。その手続きは、被害者およびその家族が人身売買、児童労働およびその他の類似の搾取の被害を届け出ることができるよう、子供および女性に配慮したものとする。
- ❖ できる限り早急に、人身売買、児童労働、児童の徴用およびその他の類似の形態の搾取の実行犯に関する徹底調査および告発を行い、被害者および証人を実行的に保護する。

A.4.4 暴力およびその他の人権侵害に対処するため、国内の人権機関、オンブズマン制度または地域の弁護士協会等の制度に対し、被災地および被災者への接触の機会を円滑にする。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 被災者の事案を取り上げるため、これらの機関と共に擁護し、意識啓発活動を行う。
- ❖ これらの機関に後方支援および人的支援を行う。

《事前準備の対策》

- ❖ 人道的対応のための予算に監視体制の運営予算の拡充を計上する。
- ❖ 災害対応における保護上のリスクの特性に関し、監視体制の運営職員を訓練する。

A.4.5 武力紛争が生じている地域で自然災害が発生した場合には、被災した子供を軍または武装集団（その地域の自衛軍を含む）による徴用および利用から保護するため、国際的な基準および手続きに従って適切な予防策を早急に講じ、または既存の対策を強化すべきである（付属資料 III を参照）。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 軍および武装集団による子供の徴用および武力紛争での利用の危険性について、また戦闘行為への積極的参加のための徴用または利用が戦争犯罪となりうることについて、意識啓発活動を計画する。
- ❖ 軍および武装集団による徴用および利用から子供を保護するためのコミュニティ中心の活動を組織する。
- ❖ 軍および武装集団と関わりのある子供が適切な支援サービス（医療および心理社会的な支援、一時的な保護および家族の再会を含む）を利用する機会を必要に応じて確保する。
- ❖ 予防策および保護対策として、徴用および利用の危険にさらされている子供が教育および生計手段の機会を得られるようにする。
- ❖ 強制移動の文脈において、キャンプおよび集団避難所の人道的かつ文民的な〔訳注：非軍事的な〕性質を尊重する（A.5.3 および B.2.3 を参照）。
- ❖ 適切な紹介体制を通じ、被災地で活動する法執行機関および軍の組織との連携関係を構築し、必要に応じてその稼働能力を高める。
- ❖ 軍または武装集団による徴用または利用から逃れるために被災国から別の国に逃げてきた子供が、庇護を求める権利を実効的に行使できることを確保する。難民認定においては、未成年の男女が経験した迫害の特定の形態（武力紛争への徴用または派遣を含む）を特に考慮する必要がある。
- ❖ 軍および武装集団による子供の徴用および利用の発生とその傾向を制度的に監視する。

A

A.5 被災者を受け入れる家族・コミュニティまたは集団避難所における安全

A.5.1 避難者が受け入れ家族と共に暮らしている場合には、適切な監視体制およびオンブズマン制度が整備されるべきである。

上記に加え、次の活動が考えられる。

- ❖ ホットライン（緊急支援用の連絡）の体制または近隣地域の監視体制を構築する。
- ❖ カウンセリングおよび法律相談サービスを行うコミュニティセンター・女性支援センターを設置する。
- ❖ 避難者が多い地域において、ソーシャルワーカー、NGO 職員および国内の人権機関の職員による定期的な視察を実施する。
- ❖ 監視体制およびオンブズマン制度が子供および女性に配慮したものであり、障がいのある人々にとっても利用しやすいものであることを確保する。

《事前準備の対策》

- ❖ 被災地で活動できるよう、災害への事前準備および緊急支援計画に監視体制およびオンブズマン制度を組み入れる。
- ❖ 自然災害時に発生し悪化する具体的な危険事項を特定できるよう、監視体制およびオンブズマン制度を運用する職員を訓練する。

A.5.2 災害の避難者のキャンプおよび集団避難施設は、避難者（女性、高齢者およびその他の身体的な安全が最も危険にさらされている人々を含む）の安全および保護を最大限に保障し、その受け入れコミュニティへの影響を最小限に抑えるよう場所が決められ、設計されるべきである。

上記に加え、次の活動が考えられる。

- ❖ 洗濯および共同衛生設備、給水所、食料の配給所、燃料の供給場所、医療および教育施設を生活・睡眠場所の近くに設置する。それが不可能な場合には、警備員を配置し、すべての歩道に十分な照明を設置することを通じ、特に夜間にそれらの場所を安全に利用できることを確保する。
- ❖ プライバシーの確保および望まない訪問者・侵入者からの保護を最大限に可能にする方法で避難所および生活・睡眠場所を設計する。
- ❖ 法執行職員を通じ、また被災者コミュニティの中のメンバーで組織されたキャンプ・避難施設の委員会（居住者の性別および年齢構成を代表するもの）を通じ、安全を監視する（前述の A.4.1 を参照）。

A.5.3 最初の緊急段階が過ぎたときは、軍または武装集団によって設置されたキャンプまたは集団避難施設は、文民の当局または組織によって運営されるべきである。警察および治安部隊の役割は、安全の提供のみに限られるべきである。

A.6 遺体の取り扱い

A.6.1 死亡者の遺体は、破損または切断を防ぎ、近親者への引き渡しを円滑にするため、回収され、身元が確認されるべきである。

A.6.2 例えば、近親者を特定できずまたは近親者と連絡がとれず、遺体の引き渡しができない場合には、遺体は、将来の回収と身元特定を円滑にする方法で処理されるべきである。身元不明の遺体の火葬は避け、将来身元を特定し家族への引き渡しを行うまで、遺体を一時的に保管し、または埋葬するべきである。

A.6.3 遺体の処理に関する地域の宗教的および文化的慣習および信仰を当初から考慮に入れておくべきである。遺体の処理は、死亡者およびその家族の尊厳とプライバシーを尊重した方法で行われるべきである。葬儀場および墓標を冒瀆または攪乱から守るための対策が講じられるべきである。

A.6.4 家族は、墓地または遺体が処理された場所に関して全面的に情報提供を受け、自由にその場所を訪問する機会を有するべきである。家族は、自らの宗教的および文化的な信仰および慣習に基づいて再埋葬または火葬するため、遺体を回収する機会、また必要に応じて慰霊碑を設け、宗教的儀式を執り行う機会を与えられるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 災害で死亡した人の数、年齢、性別、民族および宗教を特定するための包括的な調査または登録手続きを実施する。死亡者の身元確認を円滑にするため、死亡前データ（AMD）の適切な収集および管理を身元確認プロセスに組み込む。
- ❖ 集団埋葬またはその他の処理作業を行う前に、遺体に番号を付し、その写真記録を残し、死亡者の詳細な情報（例えば、服装）を確認しまたは記録しておくようにする。写真以外にも、死亡者の所持品

および書類、遺体（例えば、指紋、歯科治療記録、特殊な医学的特徴、一般的な身体的特徴、DNA等）から割り出された死後データ（PMD）と死亡者の死亡前データ（AMD）の照合に基づく法医学的な身元特定方法を用いることも考えられる。

- ❖ 集団処理の場合には、次の活動を行う。
 - 被災地域を対象として、遺体の特定手続きに関して被災者が理解できる言語および方法で情報を伝える広報活動を実施する。提供される情報は、遺体の写真および関連文書が閲覧可能な場所、死亡者の所持品および書類の保管場所、ならびに法医学的調査の行われている場所を特に示すべきである。
 - 遺族から要請があった場合には、親族の行方不明に関する法的および民生的な問題を解決できるよう、死亡証明書を早急に発行するための緊急の法的および行政的対策を講じる。このような対策は、被災家族の権利（尊厳に対する権利、真実を知る権利、および親族の遺体が発見された場合に遺体を回収する権利を含む）を制限し、害するものであってはならない。
- ❖ 集団葬儀を行う場合には、次の事項に留意する。
 - 遺体の混同を避ける。
 - 墓地に埋葬される各遺体の位置を示すとともに、図示した資料を作成する。
 - 集団墓地の場所を被災コミュニティの人々に知らせる広報活動を実施する。
- ❖ 災害で死亡した外国人の家族が遺体を確認し、本国に送還することを支援するにあたり、外国の領事館、大使館および国際刑事警察機構（INTERPOL）との緊密な連携を確保する。

A

《事前準備の対策》

- ❖ 身元特定手段を迅速に確保するための使い捨てカメラを備蓄しておく。
- ❖ 身元特定用の書式を用意しておく。
- ❖ 遺体安置所・その他の低温保管場所および集団埋葬に適した場所を特定する。

グループ B： 食料、保健医療、避難所および教育の提供に関する権利の保護

B.1 人道的物資および人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの提供：一般原則

B.1.1 人道的物資および人道的サービスは、様々なニーズの相違以外によるいかなる区別もすることなく、また、人種、皮膚の色、性、言語、障がい、宗教、政治的もしくはその他の意見、民族的もしくは社会的出身、財産、出生、年齢またはその他の地位等によるいかなる差別もすることなく、評価されたニーズに基づいて提供されるべきである。すべての被災者は、自らの基本的なニーズに対処するため、必要な物資およびサービスを安全に、妨げられることなくかつ差別されることなく利用する機会を有する。特定のニーズを持つ人々が人道的物資および人道的サービスへの適切な利用機会を得られるよう、優先的な利用または個々に合わせた配給制度等の具体的な対策が講じられるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 特別のニーズを持つあらゆる人々を対象とし、そのニーズの客観的な特定を可能にする実績のある評価手段を利用する。
- ❖ 特別のニーズを持つ人々、高齢者、障がいのある人々、病人または乳幼児および幼少児を持つ母子世帯が、食料、水、医療およびその他の人道的サービスを平等に利用できるか否かを特別に監視する。それができない場合には、それらの人々が人道的サービスを優先的に利用できるようにし、または物資の配給およびサービス等について個々に異なる配給所もしくは個々に異なる提供時間等を設ける。
- ❖ 母子世帯、随伴者のいない子供、高齢者、障がいのある人々およびその他の特別のニーズを持つ人々を人道的物資の配給に制度的に組み入れる。
- ❖ 配給所を暴徒または暴力を行使しようとするその他の者から保護する。
- ❖ 配給を受けた後の受給者にとっての危険を監視する。

《事前準備の対策》

- ❖ 災害が起こる前に評価手段を事前に準備する。
- ❖ 安全な配給経路および配給所を詳細に検討する。
- ❖ 特別のニーズを持つ人々を対象とした特定の配給手段を計画策定する。

B.1.2 被災者に提供される人道的物資および人道的サービスは適切なものであるべきであり、そのためには人道的物資および人道的サービスが、(i) 入手可能で、(ii) 利用しやすく、(iii) 受け入れられるもの、そして (iv) 適応しやすいものであることが求められる。

(i) **入手可能なこと (Availability)**：これらの物資およびサービスが十分な量および質を伴って被災者に提供されること。

- (ii) **入手・利用機会があること (Accessibility)** : これらの物資およびサービスが、(a) ニーズに基づき、差別されることなくすべての人々に提供され、(b) 特定のニーズを持つ人々を含めたあらゆる人々にとって安全に手の届く範囲にあり、また物理的に入手・利用可能であり、(c) 受給者にその情報が行き渡っていること。
- (iii) **受け入れられるものであること (Acceptability)** : 提供される物資およびサービスが、個人、少数者、民族およびコミュニティの文化を尊重し、性別および年齢の条件に配慮したものであること。
- (iv) **適応しやすいものであること (Adaptability)** : これらの物資およびサービスが、緊急援助、復旧・復興活動の各段階において、また避難者の場合には帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住の各段階において、変化するニーズに適応するよう十分に柔軟な方法で提供されること。

人道的対応に寄与する組織は、上記の基準のあらゆる要素を実現可能な限り達成する努力をするべきである。最初の緊急段階の間においては、食料、水、衛生環境、避難所、衣服および保健医療サービスが人々の生存に必要なものに的確に対応し、国際的に承認された基準を満たしていれば、適切なものと考えられる（付属資料 III を参照）。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 入手可能なことに関し、
 - 災害の起きやすい地域に事前に配置されていた食料および食料以外の物資を使用する。
 - 物資の量（例えば、食料）および具体的な仕様（例えば、テントまたは調理用鍋の大きさ）が人々の異なるニーズにできる限り対応したものであることを確保する。
- ❖ 差別なく入手・利用する機会があることに関し、
 - 災害前から差別を受けていたことがある人々または特別なニーズを持つ人々および集団をできる限り早急に特定し、またこれらの人々に対する差別を防ぐために進行中の人道的活動を監視し、差別が行われている場合には介入する。
 - 特定のニーズを持つ人々を含めた被災者を、例えば食料およびその他の物資の配給等の人道的対応に参加させる。
 - 人道的物資および人道的サービスと引き換えに、被災者が賄賂を支払わなければならないケース、または性交を行わなければならないケースを監視し、その状況に介入する。

※ B.1.3 および B.1.4 の対策も参照。

- ❖ 受け入れられるものであることに関し、
 - 食料、医薬品およびその他の物資（衣服等）ができる限り次の条件を満たすことを確保する。
 - 特に被災者が先住民である場合または特定の人種的もしくは宗教的なコミュニティに属している場合には、文化的に受け入れられるものであること。
 - 高齢者、妊娠中の母親、授乳期の母親、乳幼児、障がいのある人々、病人およびその他の特別なニーズを持つ人々の特定のニーズに応えるものであること。
- ❖ 適応しやすいものであることに関し、
 - 緊急段階において、食料、水、衛生環境、食料以外の物資、避難所、医療およびその他のサービスが最低限の基準を満たし、緊急段階が過ぎたときには改善され、時間の経過と共に変化するニーズに適応することを確保する。

《事前準備の対策》

- ❖ 食料、収容施設、衣服等に関する文化的なニーズを調査し、図示した資料を作成する。
- ❖ 年齢、性、障がい、慢性病の疾患またはその他の要因に関して今後のニーズを評価するため、詳細化されたデータを利用する。
- ❖ 物資を事前に用意しておき、さらに離れた場所にも用意する。

B.1.3 災害によって生じた強制移動の場合には、避難者の特定のニーズおよび受け入れコミュニティが避難者の流入の結果として有することになったニーズは、人道的支援の提供にあたり、差別のない客観的な基準に基づいて対処されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 受け入れコミュニティの人々で、避難者と同一のまたは類似したニーズを持つものに対して人道的支援を行う。
- ❖ 必要に応じ、受け入れコミュニティの吸収能力および復興力を高めるためにコミュニティ中心の手段を用いる。例えば、追加の給水および衛生設備の提供、コミュニティへの教育および保健医療サービスの強化、コミュニティの栄養レベルを高めるための学校給食の提供、受け入れ世帯の住居を増築するための建材の提供、または受け入れ家族と暮らす避難者への現金支給を行う。
- ❖ 避難者の間において、または避難者と受け入れコミュニティの間において生じうる民族的、政治的またはその他の緊張状態に対処するための分析と評価、および人道支援組織を対象にした意識啓発活動を実施する。また、その分析結果が災害対応の計画策定に組み込まれることを確保する。

《事前準備の対策》

- ❖ 避難者の流入の結果として有することになった受け入れコミュニティのニーズを予測する。
- ❖ 収容施設および避難所・設備の特定に関する判断および意思決定に受け入れコミュニティを加える。

B.1.4 人道的活動の具体的なプログラムの設計は、対象社会の性別に基づく役割を考慮し、その役割に対処するべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 救援物資の配給チーム（特に女性に対する配給）に女性メンバーを加える。
- ❖ 文化的な伝統によって公的な場における女性の移動が制限されている場合には、配給経路および配給所を別途設置する。
- ❖ 物資およびサービスの配給および利用機会において女性または男性がそのコミュニティおよび家族から受ける差別の事例を特定し、監視を行い、またコミュニティのリーダーおよび家族の長に対してそのような事例を提起する。

B.2 特定の物資（例えば、適切な食料、水および衛生環境、避難所、衣服）、不可欠の保健医療サービスおよび教育の提供

B.2.1 食料に対する権利は、尊重され、保護されるべきである。この権利は、十分な量の適切な食料またはその調達手段を差別されることなく、物理的にかつ無理なく入手・利用する権利として理解されるべ

きである。食料に関する活動は、そのような理解に従って計画されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 被災コミュニティの人々（特に女性）が、食料の配給活動の計画策定、設計および実施にできる限り参加できることを確保する（例えば、特定のグループでの議論の場を設け、女性の代表を選ぶためにコミュニティのまとめ役を活用する）。
- ❖ 随伴者のいない子供、高齢者、支援を必要としている障がいのある人々、または災害で看護人を失った長期的もしくは慢性的の病気疾患（HIV/AIDS等）を持つ患者等、特定のニーズを持つ人々が妨げられることなく食料を入手できることを確保する。特に、次の点に留意する。
 - 特別のニーズを持つ人々を含めたすべての受給者に対し、食料配給の頻度、日程、量、および提供される分量に関する明確なかつ利用しやすい情報を提供する。
 - 食料不足の場合にまたは食料が他の目的に使われる可能性がある場合に伝統的に女性および子供に対する配給量が男性よりも少なければ、女性および随伴者のいない子供に対して直接食料配給を行う。
 - 高齢者、HIV/AIDSと共に生きる人々または他の病気を患っている人々、妊娠中の母親、障がいのある人々および随伴者のいない子供が長時間列に並び、または配給所から住居まで重い荷物を運ぶことを避けられる方法（持ち運びできるように食料を入れる袋を提供する）で、配給と支援を行う。
 - 特定のニーズを持つ人々が自力で食事の用意ができない場合には、支援家族と引き合わせ、食事を共に用意するようにする。
- ❖ ジェンダーに基づく暴力行為を防止するための戦略を食料および栄養増進プログラムに組み込む。
- ❖ 妊娠中の母親、授乳期の母親、乳幼児、子供、高齢者、または長期的もしくは慢性的の疾患を持った病人の特定のニーズに合った食料品目を配給計画に含める。
- ❖ 配給される食料（調理済・乾燥食品を問わない）が国際的な栄養基準に合い、文化的に住民に受け入れられるものであることを確保する。被災者が食べ慣れている食料が入手可能であれば、それを提供するべきである。文化的な食習慣の内容は、初期段階での迅速な評価調査に組み入れるべきである。

B.2.2 水および衛生環境に対する権利は尊重され、保護されるべきである。この権利は、個人および家庭の使用のために十分な量の安全な、受け入れられる質で物理的に利用しやすくかつ手に入れやすい水を差別されることなく得る権利として理解されるべきである。水および衛生環境に関する活動は、そのような認識に従って計画されるべきである。安全な水は、少なくとも脱水症状を防ぐため、また尊厳のある生活に必要な消費、調理、個人的および衛生的な条件を満たすため、必要な量が提供されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 一時的なキャンプ、集団避難所および永続的な移住場所に、適切な給水および衛生設備（水揚げポンプ、トイレおよび入浴設備を含む）を備えることを確保する。これらの設備は、
 - 障がいのある人々および高齢者にとって利用しやすく、使いやすいものであること。
 - 例えば夜間は十分な照明が備わっている等、安全なものであること。
 - ❖ キャンプおよび集団避難所では、男性、女性および片親世帯のトイレおよび入浴設備を分ける。
- ※ジェンダーに基づく暴力行為からの保護については、A.4で提案される対策も参照。

B.2.3 避難所に対する権利は尊重され、保護されるべきである。この権利は、被災者が安全、平和および尊厳の下に生活できる宿泊施設を利用する権利として理解されるべきである。避難所に関する活動は、そのような認識に従って計画されるべきである。キャンプおよび集団避難施設は最後の手段であり、その設置は、受け入れ家族の手配、自活または迅速な再建の可能性がない場合に限られるべきである。集団避難所では、次の原則が尊重されるべきである。

- (a) 被災者は、キャンプおよび集団避難施設への自由な出入りを許可されるべきである。このような移動は、利用者や近隣の人々の安全もしくは健康を保護するために必要でない限り、制限されまたは禁止されるべきではない。制限が加えられる場合には、絶対に必要な期間を超えて制限が続けられるべきではない。
- (b) キャンプおよび集団避難施設の文民的な〔訳注：非軍事的な〕性質を維持するため、武装した警備員または警察官による安全の提供が必要でない限り、これらの場所に武装要員を配置することは容認されるべきではない。武装要員が配置されている場合には、文民である利用者から分離するべきである。キャンプおよび集団避難施設を利用している家族の構成員が武装要員である場合には、武器の携帯、制服の着用または識別章の利用は許可されるべきではない。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 避難者に関しては、受け入れ家族との居住の手配を最優先し（避難プログラム用の現金、または適切な場合には、増築のため建材を含む物資の提供による支援）、または関連する地域当局との協議を通じ、コミュニティの建物もしくは使われていない建物を利用する。または、避難者に公有地における非正規ではあるが適切な居住施設を認め、埋め合わせを図る。
- ❖ 女性（単独であるか子供を連れてくるかを問わない）には、安全にかつ安心して過ごすことができる特別の場所を用意する。
- ❖ 特に女性および子供のプライバシーに関し、文化的に受け入れられる避難所をできる限り提供する。
- ❖ 障がいのある人々または高齢者に提供される避難所（後者については年齢に配慮した避難所）が、安全かつ適切であり、利用しやすいものであることを確保する。
- ❖ キャンプおよび集団避難施設が、生計手段および雇用への機会をできる限り得やすい場所に設置されることを確保する。

B.2.4 避難者は、代替の宿泊施設の利用機会がなく、また絶対的に必要な期間に限り、不使用の私有の財産、土地および所有物を占有することを許可されるべきである。影響を受ける私有財産の所有者は、そのような利用に対して十分な補償を受けなければならない。適正な法的手続きの保障および公平で偏りのない法的手続きを利用する機会を、すべての当事者に認められるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 不使用の公有または私有の財産、土地および所有物を避難者に一時的に割り当てるための客観的な基準および公式の制度を構築する。
- ❖ 自主的にまたは所轄当局の管理の下で不使用の公有または私有の財産、土地および所有物を占有し、利用する避難者を登録する。
- ❖ 私有の財産を占有された所有者に対する補償制度を構築する。
- ❖ 避難者とこれらの人々が占有する私有不動産の所有者との間で問題が起きた場合には、当事者に対して既存の法的手続きの利用を円滑にし、または必要な場合には、そのような手続きの導入を提唱する。

《事前準備の対策》

- ❖ 災害の起きやすい地域における財産に関する問題を明確に認識する。すなわち、所有者は誰なのか、公有地または共同使用地とは何か、財産および所有権に関してどのような分類が存在するのか、所有者が不在または不明であるならば誰が決定権を持っているのか、といった問題である。

B.2.5 健康に対する権利は尊重され、保護されるべきである。この権利は、差別されることなく、適時かつ適切で、利用しやすく文化的に受け入れられる、性別にも配慮した保健医療、健康の決定要素（安全で飲用に適した水の利用および適切な衛生環境、安全な食料の適切な供給、栄養および住居の十分な提供等）、健康な居住および環境条件、ならびに健康に関係した教育および情報（性的能力および性と生殖に関する健康等）の入手・利用機会を有する権利として理解されるべきである。保健医療に関する活動は、そのような認識に従って計画されるべきである。特に、次の点に特別の配慮がなされるべきである。

- (a) 精神面および心理社会的なケアを含めた医療サービスを必要としている被災者のニーズ（問題およびニーズが災害前から存在していたものか、緊急事態により生じたものかまたは人道的対応に関連したものであるかを問わない）。
- (b) 成人女性および未成年の女子の保健医療についてのニーズ。これには、保健医療サービスの利用機会、性的能力および性と生殖に関して最低限優先されるべき保健医療サービス（妊娠時の母体の病気および死亡の防止を含む）の提供、性的暴力の防止およびその臨床治療、HIVの予防、適切な医療および衛生に関する物資の提供、ならびに性と生殖に関するおよび専門的な保健医療サービス（家族計画および緊急産科医療を含む）の利用機会を含む。
- (c) 被災者間での伝染病および感染症（HIV/AIDSを含む）の予防、対処および軽減。
- (d) 負傷者および障がいのある人々を対象とした専門的なサービスのニーズ。
- (e) 慢性疾患を持った人々の医療上のニーズ。
- (f) コミュニティ中心の心理社会的な支援、初期医療段階の専門精神医療サービス、および必要に応じ、精神疾患を持った被災者を対象としたより専門的な保健医療サービスのニーズ。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 女性を対象とした保健医療サービスが、緊急時の初期の段階ですでに適切かつ文化的にも配慮されたものであること、また成人女性および未成年の女子にとって利用しやすいものであることを確保する。
- ❖ 特に緊急段階の間において、無料の保健医療サービスを提供する。
- ❖ サービスを提供するため、十分な数の女性の保健医療スタッフを確保し、必要な場合には女性の通訳者も配備する。
- ❖ 負傷者および障がいのある人々の保健医療上のニーズおよびリハビリのニーズを満たし、病気の長期化を防止するため、これらの人々に保健医療サービスが行き届くようにする。
- ❖ 女性、未成年の女子、必要に応じて男性および未成年の男子が、国際的な基準（付属資料 III を参照）に従い、少なくとも最低限優先されるべき性と生殖に関する保健医療サービスおよびその他の主要なサービス（家族計画、性感染症の検査および治療を含む）を十分に、安全かつ容易に利用する機会を確保する。
- ❖ ジェンダーに基づく暴力行為の被害者およびその子供にも、利用しやすく性別に配慮したカウンセリングおよびケアを必要に応じて提供する。

- ❖ 最初の緊急対応および長期的な復興活動の一環として、子供および未成年者を対象とした文化的に適切なコミュニティ中心の心理社会的な支援プログラムを実施する。心理社会的な支援プログラムを既存のコミュニティ・サービス（例えば、学校の学習課程、青少年クラブおよび診療所）に導入する。必要に応じ、また適切である場合には、精神医療ケアの利用機会を確保する。
- ❖ 保健医療センターを設置する場合には、文化的に適切であるときは、別々の待合室を設け男女を区別する。被災コミュニティの社会的構造と文化的伝統、および特に抱えている健康問題の種類によって患者を分け、公衆の面前から遮断する。
- ❖ アルコール依存症またはその他の有害な物質に関するコミュニティ中心の意識啓発活動等を通じ、災害後の時期におけるアルコール類およびその他の物質の問題に対処するためのプログラムを提供する。
- ❖ 可能な場合には、必要な保健医療設備のすべてが容易に利用できる範囲内にキャンプ、集団避難施設および持続的な移住場所を設置する。それが不可能な場合には、そのような場所に保健医療施設を設置する。
- ❖ HIV/AIDS と共に生きる人々の抱える問題が災害対応活動に全面的に導入させることを確保するため、HIV/AIDS について、また HIV/AIDS と共に生きる人々の権利（機密保持および不差別に関連する権利、HIV/AIDS と共に生きる人々のニーズを含む）およびニーズについて、地域の自治体、法執行職員および人道的援助に従事する者を対象として教育を実施し、意識を啓発する。
- ❖ HIV/AIDS を持つ人々を特定し、抗レトロウイルス療法を必要としている人々には治療を受ける機会を確保する。
- ❖ HIV/AIDS を持つ人々に対する差別の可能性を計画策定の中に織り込んでおく。HIV/AIDS と共に生きる人々の任意の検査を行う場合には、検査の結果、陽性と診断された人がキャンプもしくは集団避難施設において、または支援物資の配給において差別を受けることがないように、完全なかつ情報提供を受けた上での本人による合意の上で実施し、また秘密が守られるよう確保する。強制的な HIV 検査は、決して検討してはならない。

B

B.2.6 教育に対する権利は尊重され、保護されるべきである。この権利は、差別されることなく、あらゆる形式およびあらゆる可能なレベルで、利用しやすく、受け入れられかつ開かれた教育を受ける権利として理解されるべきである。教育に関する活動は、そのような認識に従って計画されるべきである。初等段階においては、教育は義務的かつ無料であるべきである。あらゆる教育レベルにおける活動は、次の原則に基づくべきである。

- (a) 避難を強いられたか否かを問わず、安全な学習環境を伴う学校または教育プログラムへの子供および青年層の復帰は、たとえ通常必要書類が破損していても、災害後に差別なくできる限り早期にかつ早急に円滑にするべきである。
- (b) 未成年の女子および成人女性、ならびに社会からやむなく取り残された人々で、被災したものに対し、教育を受ける完全かつ平等な機会を確保するための特別の努力がなされるべきである。
- (c) 教育は、被災者の文化的アイデンティティ、言語および伝統を尊重するべきである。
- (d) 障がいのある子供のニーズに対して特別の配慮がなされるべきである。
- (e) 学校を集団避難所として利用することは、それが最後の手段であり、必要とされる限りにおいてのみ行われるべきである。そのような場合には、代替的教室（例えば、テント）を提供するべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 既存の校舎および施設の安全性、ならびに教員および生徒が受けた災害の影響（例えば、死傷者数、両親、兄弟姉妹またはその他の家族の構成員の喪失、財産および所有物の損失等）に関する配慮を教育に関するニーズ評価の中を含める。
- ❖ 可能な限り、一時的なキャンプおよび居住地、ならびに一時的または永続的な移住および再定住場所が、学校およびその他の教育施設に近接しかつ通学しやすい場所に設置されることを確保する。
- ❖ 学校をできる限り早急に再開するため、校舎で暮らしている被災者を対象とし、被災者との全面的な協議の下で、安全かつ適切な代替避難場所を早期の段階で特定する。地域社会、就学中の子供、両親および教師が校舎を清掃し、立て直す上で積極的な役割を果たすよう促し、できる限り早急に授業を再開できるようにする。
- ❖ ニーズ評価に基づき、緊急対応の間のできる限り早期の機会に学校と授業を再開するための計画を打ち立てる。
- ❖ 学校の再建または仮設学校の設置において、成人女性および未成年の女子の移動可能性および安全上の問題を考慮する。
- ❖ 子供が学校に通う上で課される規制事項（出生証明書およびその他の個人文書、学校の制服、両親が準備する学用品等）を、少なくとも一時的に無効にするよう提唱する。
- ❖ 子供ができる限り早急に学校に戻ることを可能にするため、必要な支援および資源を提供する。特に、次の活動が重要である。
 - 学校長および地元の教育当局に対し、学校への登録手続きに必要な文書に関して柔軟に対応するよう促す。
 - 子供ができる限り早急に学校に戻ることを促すための緊急の学校への登録手続きまたは推進活動を支援する。
 - 災害で死傷したまたは避難を余儀なくされた教師の代用教員を対象とした緊急の教師養成プログラムを支援する。
- ❖ 障がいのある子供、HIV/AIDS を持つ子供および恵まれない境遇にある人々または社会からやむなく取り残された人々に属している子供がいかなる差別も受けることなく、教育および訓練の機会に平等に参加できることを確保する。
- ❖ 心理社会的な支援プログラム、公的な保健医療情報（HIV/AIDS の予防を含む）、地雷の周知および関連する保護の課題に関する項目を、災害後の学校の学習内容に導入する。

グループ C :

住居、土地および財産、生計手段ならびに中等・高等教育に関する権利の保護

C.1 住居、土地および財産ならびに所有物

C.1.1 財産に対する権利は尊重され、保護されるべきである。この権利は、自己の住居、土地、その他の財産および所有物を妨害されることなく、また差別されることなく享受する権利として理解されるべきである。財産に関する活動は、そのような認識に従って計画されるべきである。財産権は、個人的なものであるか集団的なものであるかを問わず、公式の所有権、慣習的な所有権または長期的で争う余地のない所有もしくは占有に基づいているか否かを問わず、尊重されるべきである。

C.1.2 自然災害によって避難を強いられた人々、コミュニティまたは先住民が残置した財産および所有物は、略奪、破壊および恣意的なまたは違法な没収、占拠または使用からできる限り保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 残置された目印となるものおよび所有物の写真記録を残す。
- ❖ 避難者が残置した財産を記録するための標準的な形式を利用する。
- ❖ 破壊または略奪が起こる可能性のある場所への警察官の配備を提唱する。
- ❖ 財産を違法に占有しまたは使用している者に対して苦情を申し立てるための効果的な救済策を利用する機会を財産の所有者に対して確保する。

C.1.3 土地の権利証書もしくは財産に関する書類が自然災害時に紛失もしくは破損した個人所有者もしくはコミュニティ、または土地の境界標が破壊された個人所有者もしくはコミュニティは、不当に遅延されることなく自らの土地および財産の所有権を再請求する手続きを平等にかつ差別されることなく利用する機会を有するべきである。それらの人々は、その手続きに関する情報提供を受けるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 所有者が法律相談を受けることができる。
- ❖ 子供および女性が世帯主の世帯を含め、土地の所有権の証明書または財産書類の回復に対する円滑な履行手続きの確立を提唱する。
- ❖ 財産関連の事案を扱う行政当局および司法当局に対する機能強化、職員増員およびその他の支援を行う。

《事前準備の対策》

- ❖ 財産権および所有権を確定するための土地台帳およびその他の関連する書類の安全を確保し、災害に対して耐久性のある場所に保管する。



- ❖ 関連書類の回復が不可能な場合には、災害後に、信用できる証人（例えば、隣人または村落委員会）の証言等、所有権の証明の代替の形態を認めるための関連法の改正を提唱する。

C.1.4 既存の行政および司法手続きが不当に遅延することなく業務案件を処理することができない場合には、土地および財産に対する競合する要求に対処するための簡略化された手続きを伴う特別の制度を設け、差別されることなく当該制度を利用できるようにするべきである。この手続きは、適正な法の手続きの保障を含み、遅延なく請求権を決定するものであるべきである。決定が一方の当事者によって拒否された場合には、独立した裁判または法廷を利用する機会が保障されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ この手続きの導入を提唱する。
- ❖ この制度に対する機能の強化、人材の確保およびその他の支援を行う。
- ❖ この制度に携わる人材の能力育成を図る。
- ❖ 被災者に対して自らの権利および手続きの利用に関する情報を提供する。

《事前準備の対策》

- ❖ この制度を構築するために関連法の改正を提唱する。

C.1.5 被災した女性（特に死別者）および孤児は、住居、土地、財産もしくは所有物の（再）請求、または自己の名義での家屋もしくは土地の権利証書の取得にあたり支援を受けるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ これらの人々を対象に法律相談サービスまたは法的支援を提供する。
- ❖ 女性および子供が自己の名義の財産を所有できるよう、必要な場合には法律の改正を提唱する。
- ❖ 子供および女性に配慮した手続きを設け、その手続きおよび利用方法に特化した情報を提供する。

C.1.6 土地の権利に関する証明書を持たない先住民および少数民族の土地の権利および所有権に対する伝統的な請求権は、尊重されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 対象コミュニティに法律相談サービスまたは法的支援を提供する。
- ❖ 先住民および少数民族が自らの土地の権利を守ることができるよう、必要な場合には法律および手続きの改正を提唱する。

C.2 仮設の収容施設、住居および退去

C.2.1 提供される仮設の収容施設または住居は、国際人権法の適正条件を満たすべきである。適正条件の基準とは、入手・利用できるものであること、価格が適正であること、居住に適していること、保有権が保障されること、文化的に適切であること、立地が適切であること、保健医療および教育等の不可欠のサービスの利用が可能であること（B.1.2を参照）である。将来の災害時における損害を減らすための安全基準を尊重することも適正条件の基準である。

C.2.2 緊急避難所から仮設の収容施設または持続的な住居への迅速な移行を可能にする適切な対策は、いか

なる差別もなくできる限り早急に実施されるべきである。

C.2.3 すべての被災集団および被災者は、借家人および所有者・借地人を対象とし、仮設の収容施設および持続的な住居に関するプログラムの計画策定および実施に関し、協議を受け、参加するべきである。緊急避難所から仮設の収容施設または持続的な住居への移転に関するいかなる決定も、当事者の全面的な参加および決定・同意が必要である。

C.2.4 強制避難以外の状況（前述のA.1.4を参照）において、またC.2.3に従った協議および参加にも関わらず退去が不可避となった場合には、次の保障が講じられるべきである。

- (a) 被災者との誠実な協議の機会を設ける。
- (b) 退去予定日の前に適切かつ合理的な事前通知を行う。
- (c) 退去および将来の土地利用に関する情報を入手しやすい方法で適時に提供する。
- (d) 退去が行われている間は、政府職員がその場に立ち会う。
- (e) 退去させられているすべての人々の適切な身元特定および登録を行う。
- (f) 退去を実行しているすべての人々の身元を適切に特定する。
- (g) 悪天候または夜間の退去を禁止する。
- (h) 法的救済を提供する。
- (i) 必要な場合には、裁判所による救済を求めるための法的支援を行う。

C.2.5 退去（特に、避難が行われる中で退去命令を受けた人々および避難者が残置した財産・所有物を二次占有する中で退去命令を受けた人々）については、これによりホームレスとなる状況またはその他の人権侵害を受けやすい状況を生むべきではない。自力で避難場所を確保することができない人々に対し、適切な代替の収容施設を確保するための適切な対策が講じられるべきである。

C.3 生計手段および仕事

C.3.1 生計手段および雇用機会の入手・利用機会、ならびに自然災害によって崩壊した経済活動、雇用機会および生計手段を復興するプロジェクトを、差別なく、できる限り早急かつ包括的に推進するべきである。このような対策は、最大限可能な限り緊急対応の段階から行うべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 被災者のすべての層が、崩壊した生計手段の再建および再訓練の選択肢に関する意思決定について全面的に情報提供と協議を受け、その意思決定に参加することを確保するためのコミュニティ中心の戦略を策定する。
- ❖ 高齢者等の一部の人々が正規または非正規の経済活動においてしばしば隠れた役割を担っていることを考慮し、女性を含む被災者のすべての層が再訓練および技能開発プログラムに参加できることを確保する。
- ❖ 女性および特別のニーズを持つ人々に対して実行可能な経済的機会を提供し、これらの人々を人身売買、性的搾取および性的虐待、強制売春またはその他の悪質かつ危険な収入源から保護する。
- ❖ 障がいのある人々または HIV/ AIDS 等の長期的または慢性の疾患を持つ人々に対し、いかなる差別もなく、雇用および訓練の十分な機会を提供することを確保する。



- ❖ 訓練プログラムが、女性、子供および社会的、経済的、民族的、宗教的または人種的な少数者が低賃金および劣悪な労働環境で望ましくない仕事を強いらられるような状況を招く、既存の社会的なまたは偏見に基づいた性別による分業を助長しないことを確保する。

C.3.2 生計手段および雇用機会を得ている被災者は、不公平、不衛生および危険な労働条件から保護されるべきである。

※児童労働および現代的形態の奴隷制に関する A.4.3 も参照のこと。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 健康、安全、公正な賃金および環境面での持続可能性に関する国際的基準が、崩壊した経済分野の再生と再建のすべての取り組みに適用され、被災者がその基準を認識していることを確保する。

C.3.3 キャンプ、集団避難施設および永続的な移住場所は、被災者の生計手段および雇用機会の利用を奪うような地域に設置するべきではない。

C.4 中等・高等教育

C.4.1 特に学生が災害の結果、勉学を続ける余裕がない場合には、中等・高等教育を受ける機会はある限り中断されるべきではない。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 被災した学生を対象とした特別の奨学金を提供する。
- ❖ 被災した学生に対する学費の減免を行う。
- ❖ 被災した学生が受けることができなかった試験を補うため、特別の学習課程を設け、特別の試験期間を設置する。



グループ D :

文書、移動、家族の関係の再構築、表現および言論ならびに選挙に関する権利の保護

D.1 文書類

D.1.1 自然災害で紛失または破損した身元確認およびその他の目的のための個人の書類（例えば、出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書、本人確認用の書類、旅券、教育および健康に関する証書）は、できる限り早急に被災者に対して復元されるべきである。その際に、次の原則が尊重されるべきである。

- (a) いかなる種類の書類の発行においても、女性と男性は平等に待遇されるべきである。女性は自己の名義で書類の発行を受けるべきである。
- (b) 随伴者のいない子供、家族と離散した子供および孤児は、自己の名義で書類の発行を受けるべきである。
- (c) 市民権のない人々の書類に対するニーズにも配慮がなされるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 個人の書類の（再）発行に関して簡略化された行政手続きの迅速な導入および当該手続きの構築を提唱する（例えば、証人、コミュニティの中心的人物、年長者および地域当局の関係者で、被災者の身元を確認できるものを避難者が暮らしている場所に直接連れて行くこと、被災者の書類の発行および回復等にかかる費用の減免等）。
- ❖ 個人の書類の（再）発行のために行政官およびその他の関連当局者を含む移動チームを被災地域に派遣する。

《事前準備の対策》

- ❖ 個人の書類の写しとともに、回復に必要な関連情報を確保する。

D.1.2 個人の書類の紛失は、次のような目的に利用されるべきではない。

- (a) 紛失を理由に不可欠の食料および救援サービスを行わない。
- (b) 被災者の安全な地域への移動または自らの住居への帰還を阻止する。
- (c) 被災者の雇用機会を妨げる。
- (d) 教育または基本的な保健医療等の不可欠のサービスを利用させない。

D.1.3 土地の保有および所有権を証明する書類の紛失を理由として、財産権の行使を妨げられるべきではない（前述の C.1.3 を参照）。

D.1.4 被災者に人道的支援を行っている組織は、登録がなくとも〔被災者に〕人命救助物資およびサービスを入手・利用する機会を与え、または人道的対応の緊急段階において遅延なく支援することを目的と

して受給者を登録するべきである。

D.1.5 収集した個人のデータおよびこれに関連して構築された記録は、いかなる不正利用からも保護されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 紙面による個人データは常に施錠して保存し、電子データはパスワードで保護し暗号化し、安全な場所に情報を保管する（警護の配備を含む）。
- ❖ 個人データの共有およびデータを共有する者を特定するための厳格な手続きを構築し、実施する。
- ❖ 収集の目的が果たされたデータは直ちに破棄する。

《事前準備の対策》

- ❖ 人道支援組織は、データ収集に関する方針および標準的な作業手順を整備しておく。

D.2 移動の自由、特に持続的な解決の中での移動の自由¹⁷

D.2.1 被災者の移動に対する権利は、避難を強いられたか否かを問わず、尊重し、保護されるべきである。この権利は、危険地域に留まるかまたはそこから離れるかを自由に決める権利を含むものとして理解されるべきである。この権利は、次の場合以外には制限されるべきではない。(i) 法律によって定められている、(ii) 当事者の安全を保護するという目的のみに資する、および (iii) その他の強要度の低い対策がない場合である。避難の場合には（前述の A.1.3 から A.1.7 を参照）、一時的な移住は、絶対に必要な期間を超えて継続されるべきではない。

D.2.2 避難者は、緊急段階の後において、避難状態に対する持続的な解決に向けての支援を受けるべきである。持続的な解決とは、次のいずれかの地での避難者の持続的な統合として理解されるべきである。

- ❖ 元の居住地（「帰還」）
- ❖ 避難者が避難している地域（「避難地での統合」）
- ❖ 国内の他の場所（「国内の別の場所での定住」）

避難者は、元の住居および元の居住地への帰還、避難している地域での統合または国内の別の場所での定住を自ら自由に決める権利を与えられるべきである。避難者が情報提供を受けた上で決定を下すことができるよう、協議、情報提供活動および現地へ赴いて視察する等の適切な対策が講じられるべきである。

D.2.3 帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住を持続的なものにする条件は、できる限り早急に整備されるべきである。次の場合には、持続的な条件が整っていると考えられる。

- (a) 避難者は、嫌がらせ、脅し、および自然災害の避けがたい危険がなく、安全かつ安心であり、そのことを実感できる。

¹⁷ 移動の自由および考えられるその制限、つまり避難および強制移動についてのその他の重要な側面に関しては、ガイドラインの A.1.4 および C.2.4 に明記されている。ここで述べるガイドラインは、災害によって移動を強いられた人々が有する、自らの住居への帰還、避難地域での統合または国内の別の場所での新生活のいずれかを自らが決める権利に主に関するものである。ただし、それだけに限られるものではない。

- (b) 避難者は、適切な住居を利用できる（帰還の場合における自らの住居の再所有、適切な再建または復旧・復興を含む）。
- (c) 避難者は、差別なく、水、基本的なサービス、学校、生計手段、雇用、市場等を利用する機会を有し、できる限り通常の生活に戻ることができる。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住のための場所の安全評価を行う。
- ❖ 帰還、避難地での統合および国内の別の場所での定住に関する包括的なかつ利用しやすい公共広報活動および草の根のコミュニケーション戦略を打ち立てる。
- ❖ 避難者に対し、以前の住居または国内の別の場所での定住の候補地の条件に関する情報および現地視察訪問の実施に関する情報を提供するため、メディア報道、データベース、情報センター等の体制を整備する。
- ❖ 特別のニーズを持つ人々を特定し、帰還、避難地での統合または国内の別の場所での定住の計画策定および管理運営にそれらの人々を含める（適切な場合には、アウトリーチ活動、特定のグループ会合を通じた取り組みを含む）。
- ❖ ゾーニング〔訳注：区画すること〕および再建計画に関する情報を公開し、広く周知し、また計画策定に関する委員会の会合（一般公開とする）を開く。
- ❖ 特に特別のニーズを持つ人々に対して持続的な解決（適切な住居、基本的なサービスおよび生計手段を含む）を提供するにあたり、これらの人々への差別の事例を特定し、監視する。
- ❖ 避難地での統合または国内の別の場所での定住の妨げとなる法的および行政的な障害を取り除く。

D.2.4 被災者の住んでいる地域または帰還を希望する地域が、既存の適応およびその他の保護対策では軽減することができない生命および安全上の高度で継続的な危険を伴う場合に限り、被災者および被災コミュニティの同意なく帰還を持続的に禁止する対策が検討され、実施されるべきである。禁止対策を実施する場合には、次のすべての条件を尊重しなければならない。

- (a) 法律で規定されている。
- (b) 被災者の生命および健康の保護のみを目的とする。
- (c) 被災者が決定の過程および理由について情報提供を受けている。
- (d) 場所の選定から住居の建設、サービス、生計手段の機会に至るまでの移住の全段階において、被災者が協議を受け、被災者にそれらの決定および実施に参加する機会が与えられている。
- (e) 次の条件に従い、被災者に国内の別の場所での定住の機会が与えられている。
 - 予定移住地が災害の二次的被害に遭う危険がなく、災害の頻発から安全な環境にある。
 - 予定移住地において、被災者が差別されることなく、安全かつ文化的に適切な住居、水、基本的な保健医療サービス、教育、生計手段、雇用、市場等を入手・利用できる。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 生命、安全、自由または健康が危険にさらされる可能性のある場所への帰還または再定住を強いられる被災者の立場を擁護する。
- ❖ 国際的な基準に則さない帰還の禁止または強制移住に直面している被災者の立場を擁護する。
- ❖ 被災者を対象とした効果的な法的救済および無料の法律相談サービスを提供する。
- ❖ 災害後の定住および移住計画が、被災者の保護と関係のない政治的、軍事的または経済的な目的のために地域を居住対象外としたり、または再居住地域の対象としたりするための口実に使用されないよ

う、これらの計画を監視する。

D.2.5 特に D.2.1 から D.2.4 に記述された移動の自由に対する制限のすべての場合において、被災者は、適正な法の手続き（意見を表明する権利、独立した裁判または法廷を利用する権利、および適正な補償を受ける権利を含む）を尊重した効果的な法的救済を与えられるべきである。

D.3 家族の関係の再構築

D.3.1 救援活動は、家族の連帯を保護するよう計画されるべきである。家族と共にいることを希望する避難者は、災害対策のすべての段階においてこれを許可され、そのための支援を受けるべきである。また、これらの人々の離散は防ぐべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ より良い支援給付が得られることを期待して家族が離散することにはずみを与えない方法で支援を計画する。特に大家族には、適切な量の食料および食料以外の物資を配給する。
- ❖ 避難者が移動する地域で教育を受けられるようにする。

《事前準備の対策》

- ❖ 救援および緊急支援計画を策定する際に、家族の人数を事前に考慮しておく。

D

D.3.2 被災者は、行方不明の親族の消息と所在を探すにあたり支援を受けるべきである。近親者は、追跡サービス・制度によって得られた調査の進捗状況および結果について情報提供を受けるべきである。家族が再会を希望する場合には、特に子供または高齢者が関係するときは、家族の再会を円滑にするべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 緊急段階の当初から迅速な家族の追跡と再会の手続きを構築し、家族の追跡と再会を担う統括機関（リード・エージェンシー）または組織を特定する。多くの場合には、その任務を担う組織は、赤十字国際委員会（ICRC）または各国赤十字・赤新月社である。統括機関との調整を推進し、登録詳細の写しおよび追跡要請を統括機関または組織に送るための互換性のあるシステムおよび形式を構築する。
- ❖ 災害で行方不明となった親族または友人を探している人々、ならびに行方不明者の正確な人数、年齢および性別を特定するために包括的な調査または登録を実施する。
- ❖ 行方不明の親族を探している家族を支援できるよう、あらゆる可能な写真および映像記録を収集する。
- ❖ 機微な個人データ（特に随伴者のいない子供およびその所在について）の保護に十分に注意を払いながら、離散した家族に関する情報を周知するための公共のコミュニケーション戦略を構築する。これには、掲示板に写真を掲示すること、キャンプおよびコミュニティでの会合、テレビおよびラジオの放送、新聞広告、追跡調査の掲示板または冊子に家族の写真を公表して広めること、テキスト・メッセージを受信するための携帯電話の配布が含まれる。
- ❖ 様々な追跡手段を駆使する。これには、上記の方法に加え、子供と離散した大人に聞き取り調査を行うこと、子供が説明している場所に連れていくこと、被災者の理解できる言語および方法で家族同士

が情報交換できるサービスを組織することが含まれる。

- ❖ 家族の構成員が特定されたら直ちに、家族の希望に沿う範囲で、可能な限り円滑かつ効率的に再会を支援し、不必要な行政的遅延および障害を避ける。
- ❖ 子供の場合には、血縁関係が正当であることを確保する。再会の手続きの前に子供と家族が再会に合意していることが不可欠である。
- ❖ 必要に応じ、再会した家族および離散したままの家族に対して心理社会的および物質的な支援を提供する。

D.3.3 家族と離散した子供および随伴者のいない子供は、家族と再会できるまで保護されるべきである。一時的な保護対策は、すべて子供の最大限の利益を考慮するべきである。子供は、一時的な保護対策および自らの権利について全面的に情報提供を受けるべきであり、また、保護提供者に対する子供の意見が考慮されるべきである。一時的な保護対策を行う場合には、兄弟姉妹は共に保たれるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 災害直後に迅速な評価を実施し、家族と離散した子供および随伴者のいない子供の数および具体的なニーズを特定し、既存の保護対策の内容を評価する。随伴者のいない子供および家族と離散した子供に関する詳細は、登録手続きに含まれるべきである。
- ❖ 家族と離散した子供および随伴者のいない子供の家族との再会を可能にするため、緊急段階の当初から迅速な登録、家族の追跡調査および再会手続きを実施する。ケースバイケースで、適切かつ適時の対策を円滑にするため、事案を選別することにも留意する。子供が世帯主である世帯の特定、および家族と離散した子供または随伴者のいない子供で、既に重大な侵害（例えば、徴用、拉致、ジェンダーに基づく暴力行為）にさらされていた可能性のあるものの特定に特別の配慮がなされるべきである。
- ❖ 家族と離散した子供および随伴者のいない子供の特定に関連する問題点を、その他の登録手続きに組み入れる。
- ❖ 家族と離散した子供および随伴者のいない子供で、治療のために避難させられたものに対し、適切な文書化、保護および追跡を確保する。
- ❖ 追跡調査の結果、家族の生存者が見つからない場合には、家族と離散した子供および随伴者のいない子供がいずれの時点にも友人または自己のコミュニティの隣人に保護してもらえよう手配し、その際に保護提供者に対する子供の意向を考慮する。
- ❖ 一時的な保護対策に対する定期的かつ綿密な監視と見直しを実施し、家族と離散した子供および随伴者のいない子供が適切な保護を受け、あらゆる形態の肉体的、精神的および性的な虐待および搾取から保護されることを確保する。虐待の事実を打ち明けることができるよう、子供に対して個別に聞き取り調査が行われるべきである。虐待や搾取を伴うような一時的な保護状態から解放し、代替的な解決策を見つけるため、迅速な対策が講じられるべきである。
- ❖ 家族と離散した子供または随伴者のいない子供を孤児院または児童施設に入れることを避ける。そのような施設への入所は、これが必要な場合には、より持続的なコミュニティ中心の解決策を模索する間の一時的な対策として、またはその他の選択肢が尽きてしまった時の最後の手段としてのみ用いられるべきである。子供の施設への受け入れに関する個々のケースについて、慎重な監視および記録の保存が極めて重要である。
- ❖ 家族と離散した子供および随伴者のいない子供に対し、自己の名義で必要な文書（情報登録、身分証

明書、出生証明書、健康、教育および土地所有権を含む)を提供する。迅速な文書手続きを構築する。

- ❖ 家族と離散した子供および随伴者のいない子供に対し、災害後においてこれらの子供が権利を有している物質的、経済的および法的な支援を平等に利用する機会を確保する。特に、家族と離散した子供および随伴者のいない子供またはその法定後見人には、死亡、行方不明または負傷した家族、再定住、住居手当、土地所有権および補償に対する政府の給付金を請求する可能性が与えられるべきである。

D.3.4 養子縁組が認められるのは、追跡調査または家族の再会に関するあらゆる努力が尽きた場合、または両親がハーグ国際養子縁組条約¹⁸で定められた基準に従って養子縁組に同意した場合のみである。両親の同意および養子縁組に必要なその他の人物、機関および当局の同意は、自由意思に基づきかつ情報提供を受けた上のものであるべきである。子供が居住する国の親族による養子縁組が優先されるべきである。その選択肢がない場合には、子供の出身コミュニティまたは少なくとも子供の文化圏にあるコミュニティにおける養子縁組が優先されるべきである。

《事前準備の対策》

- ❖ 養家による保護を含めたコミュニティの中での一時的な保護対策を公式なものとし、必要に応じ、適切な追加的な物質的、経済的および社会的な支援を実施するための法的または行政的な手続きを構築する。
- ❖ 受け入れ家族または施設による代替的な保護対策および監視体制を事前に確認しておく。

D.4 表現、集会および結社ならびに宗教

D.4.1 被災者および被災コミュニティは、災害救援および復旧・復興対応に対するフィードバックを述べ、不満または苦情を表明することが許可され、これを実施できるべきである。被災者および被災コミュニティは、そのような意見の表明に対する敵意のある反応から保護されるべきである。被災者には、この目的のために平和的な集会を実施しまたは結社する機会が与えられるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 被災者（女性、子供、青年層および社会からやむなく取り残された人々または少数者集団を含む）が、災害救援および復旧・復興支援に対する懸念事項および意見を表明するための制度を構築し、それらを表明する能力を向上させる。
- ❖ 思想、表現および集会の自由に対する個人の権利が制限される事案、およびこれらの基本的人権の行使に対して個人が罰せられまたは虐待される事案を監視し、報告し、調査するための具体的な体制を構築する。そのような場合には、法執行機関による適切な対策が講じられることを確保する。

D.4.2 人道的支援を計画策定し、実施する場合には、特に食料支援、保健医療サービス、住居および衛生対策の面において、宗教的信仰および文化的伝統ができる限り尊重されるべきである。

¹⁸ 正式名称は「1993年5月29日の国際養子縁組に関する子の保護および協力に関する条約（ハーグ国際養子縁組条約）」。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 人道的対応を実施する間において尊重されるべき宗教的・文化的な伝統および信仰について宗教指導者および年長者とできる限り協議する。
- ❖ 文化的に受け入れられない食料および食料以外の物資を配給品に加えることを避ける。
- ❖ 性別を区別する考え方が伝統的に強い地域においては、性別に配慮したサービスの実施体制を確保する。

D.4.3 被災者は、他者の権利および信仰を尊重し、差別、敵意または暴力を誘発しない方法で、自己の宗教的信条および文化的伝統を実行することが許可され、その機会を与えられるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ キャンプ、集団避難施設および災害で避難を強いられたコミュニティのための永続的な移住場所は、できる限り既存の宗教的、文化的建物およびコミュニティの建物に近接する場所に設ける。そのような場所がない場合には、そのような施設を立地計画に盛り込む。
- ❖ 既存の宗教的および文化的遺跡（特に先住民、民族的または宗教的少数者に属するもの）を保護する。

D.5 選挙権

D.5.1 被災者は、避難を強いられたか否かを問わず、選挙権および被選挙権の完全な行使を保障されるべきである。

特に、次の活動が考えられる。

- ❖ 避難を強いられたか否かを問わず、被災者に対し、有権者登録、投票および立候補の機会を計画する。これには、移動登録チームおよび移動投票所の利用を含む。
- ❖ 避難者の不在者投票手続きを利用する。または特に避難生活が長期化した場合には、一時避難の場所での避難者の有権者登録を認める。

付属資料 I : 用語解説

IASC 活動ガイドラインの適用上、次のとおり用語を用いる。

人道的対応に寄与する組織：

緊急段階の間およびその後において被災者に対する保護および支援を実施する政府間組織・機関および（国際的なまたは国内・地域の）非政府組織・機関または政府もしくは準政府の災害対応組織。

被災者：

避難を強いられたか否かを問わず、特定の災害の負の影響を被った人々。例えば、災害による負傷、財産および生計手段の消失ならびにその他の災害による被害を被った人々。

キャンプ：

災害発生時に避難者を受け入れるための集団のおよび共同使用の収容施設として使われる非持続的な避難所（例えば、テント）を備え、新たに建設された場所。キャンプは計画的に建設することもでき（例えば、その目的のために建てられ、人々の流入の前またはその間に完成されたもの）、自ら設置することもできる（例えば、政府または人道支援組織の支援を受けることなく、自主的に建設する場合）。キャンプは集団避難所の一種である（下記を参照）。

集団避難施設：

災害発生時に避難者を受け入れるための非持続的な集団のおよび共同使用の収容施設として使われる既存の建物および構造物。避難施設として使われる建物および構造物の種類は、大きく異なる。これには、学校、コミュニティセンター、町役場、ホテル、スポーツ施設、病院、宗教的記念建造物、駐在所、兵舎、倉庫、廃墟となった工場、建設途中の建物等が含まれる。集団避難施設は、集団避難所の一種である（下記を参照）。

集団避難所：

上記のキャンプおよび集団避難施設。

災害：

コミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱で、被災コミュニティまたは被災社会が自らの資源だけでは対処することができない、広範囲にわたる人的、物質的、経済的または環境的損失を引き起こすもの¹。

¹ 国連国際防災戦略（ISDR）「防災用語集（UNISDR Terminology on Disaster Risk Reduction）」を参照。URL: www.unisdr.org/eng/library/UNISDR-terminology-2009-eng.pdf

災害管理または緊急事態の管理：

緊急事態のあらゆる側面、特に事前準備、対応および初期の復旧・復興段階に対処するための資源および責任の組織化および管理²。

差別：

人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的もしくはその他の意見、民族的もしくは社会的出身、財産、出生、年齢、障がいまたはその他の個人の地位に基づく不利な区別。これらの基準ではなく、客観的かつ重大な理由（例えば、特定の脆弱性、他人と異なる特定のニーズ）に基づいて人に有利な待遇を行うことは、当該者がそのような要素を抱えていたとしても、差別には当たらない。

強制移動の影響を受けたコミュニティ：

自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れなければならなかったため、避難者を受け入れなければならなかったため、または自らの住居および常居所地に帰還したもしくは国内の別の場所に持続的に再定住した元避難者を受け入れ、統合しなければならなかったため、強制移動の負の影響を被ったコミュニティ。

持続的な解決：

国内での強制移動の状況で、避難者の強制移動に関連した具体的な支援および保護のニーズがなくなり、強制移動を理由に差別されることなく人権を享受できる状況。これは、次のことを通じて達成しうる。

- (i) 元の居住地における持続的な再統合（以下、「帰還」）
- (ii) 避難者が避難している地域における持続的な統合（「避難地での統合」）
- (iii) 国内の別の場所における持続的な統合（「国内の別の場所での定住」）。これは災害の被災者にも適用されうる。

国際的な基準（移動の自由および自己の居住地選択の自由に対する権利、「国内強制移動に関する指導原則」）によれば、あらゆる解決策は自由意思、すなわち当事者の情報提供を受けた上での決定および自由な選択に基づくものでなければならないとされる。

避難：

「個人または集団の安全、安心および福利を確保するため、ある地域・土地から別の地域・土地への移動を推進または組織すること」³。避難は、当局によって命令されまたは執行された場合には強制となる。強制避難は、法律の規定に従って行われ、被災者の生命、健康または身体の健全性を保護するために絶対に必要である場合には、また被災者との適切な協議によって緊急の状況が許す限りにおいては、恣意的または違法であるとはみなされず、従って容認しうるものとされる。

避難施設：

避難者を一時的に受け入れるために使われる集団避難所（上記を参照）。

² 国連国際防災戦略「防災用語集」を参照。URL: www.unisdr.org/eng/library/UNISDR-terminology-2009-eng.pdf

³ 「国内避難民の保護のためのハンドブック（Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons）」（2010年3月）503頁を参照。

家族の再会：

「長期的な保護体制を構築または再構築する目的で、家族、特に子供および高齢の被扶養者を家族または以前の保護提供者と引き合わせる過程」⁴。

強制退去：

適切な形態の法的またはその他の保護の提供およびその利用機会がないまま、個人、家族またはコミュニティをその意思に反してその占有する住居または土地から持続的にまたは一時的に引き離すこと⁵。強制退去の概念は、法律に従いかつ国際的な人権条約の規定に沿って行われる退去には当てはまらない⁶。強制退去は、恣意的な住民移転を必ずしも意味しないが、それに至る最初の段階となる可能性がある。

ジェンダーに基づく暴力行為：

「肉体的、精神的または性的な危害または苦痛、そのような行為を行うという強迫、強制およびその他の恣意的な自由の剥奪を含む、ジェンダーまたは性に基いて行われる」暴力。「これには、家族、コミュニティ全般の中でまたは国家およびその機関によって犯されまたは看過される肉体的、性的および精神的な暴力行為が含まれる」⁷。

受け入れコミュニティ：

キャンプ、集団避難施設、非正規の居住地で暮らすまたは一般家庭に直接統合される多数の避難者を受け入れるコミュニティ⁸。

国内避難民〔訳注：ガイドラインの日本語版でいうところの「避難者」〕：

「特に武力紛争、一般化した暴力の状況、人権侵害もしくは自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはこれらの影響を避けるため、自らの住居もしくは常居所地から逃れもしくは離れることを強いられたまたは余儀なくされた者またはこれらの者の集団であって、国際的に承認された国境を越えていないもの」⁹。

生計手段：

「生活するために使われる資源および行われる活動を総合したもの。ここでいう資源は、個人の技能および能力（人的資本）、土地、貯蓄および備品（それぞれ自然、経済的および物質的資本）ならびに活動を支援する正式な支援集団または私的なネットワーク（社会的資本）から構成される」¹⁰。

⁴ 「国内避難民の保護のためのハンドブック」503頁、随伴者のいない子供および家族と離散した子供に関する機関間作業グループ（Inter-agency Working Group on Unaccompanied and Separated Children）作成の「随伴者のいない子供および家族と離散した子供に関する機関間指導原則（Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children）」（2004年1月）を参照。

⁵ 「国内避難民の保護のためのハンドブック」503頁、国連経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の一般的意見第7「十分な住居に対する権利：強制退去（The right to adequate housing: forced evictions）」（1997年5月20日）のパラグラフ3を参照。

⁶ 「開発に基づく退去および移動に関する基本原則およびガイドライン（Basic Principles and Guidelines on Development-based Evictions and Displacement）」（国連文書 A/HRC 4/18）のパラグラフ4および脚注 a）を参照。

⁷ 「国内避難民の保護のためのハンドブック」168頁、1993年12月20日付国連総会決議 48/104「女性に対する暴力撤廃宣言（Declaration on the Elimination of Violence against Women）」第1条および第2条を参照。

⁸ 「国内避難民の保護のためのハンドブック」504頁を参照。

⁹ 「国内強制移動に関する指導原則（Guiding Principles on Internal Displacement）」（E/CN.4/1998/53/Add.2）の「範囲および目的」の2を参照。

¹⁰ 2010年3月発行「国内避難民の保護のためのハンドブック」508頁、英国国際開発省（DFID）作成の「持続的な生計手段に関する指導要綱（Sustainable Livelihoods Guidance Sheets）」（2001年）を参照。

自然災害：

突発的な自然のハザードによって引き起こされる「災害」（「災害」の項を参照）。突発的な自然のハザードの影響の規模は、自然のハザードから生じる脅威と個人および社会との関係の直接的な結果であるが、分かりやすいように「自然」災害という言葉が使われる。従って、影響の規模は、人間の行動またはその欠如によって決まる。活動ガイドラインは、突発的な災害を念頭に置いて作成されているが、その他の種類の災害にも適用しうる。〔訳注：hazard は「災害外力」とも訳される。〕

特定のニーズを持つ人々：

特に性別、年齢、健康状態、障がい、少数者への帰属、特定の社会的地位、先住民としての出身、または国内での強制移動および当事者のその他の具体的な事情によって、一般的な人々のレベルを超えた危険にさらされている人々。

保護：

国際人権法、（および適用可能な場合には）難民法および人道法の文言と精神に従い、個人の権利の完全な尊重を確保するためのすべての活動を含む概念。保護には、人間の尊重を導く環境の創造、具体的な侵害行為の差し迫った影響の防止または軽減、ならびに賠償、弁償および回復を通じた尊厳のある生活状態の復元が含まれる¹¹。

移住：

- (a) **一時的な移住：** 帰還または国内の別の場所での定住が可能になるまで留まる場所に避難者を移動させること。
- (b) **永続的な移住：** 元の住居または常居所地に帰還できなくなった被災者を国内の別の場所に移動させ、そこに再定住させること。移住には、被災者の同意に基づく自主的なもの、または被災者の意思に反した強制的なものがある。移住は、国内の別の場所での持続的な定住という意味で持続的な解決（「持続的な解決」の項を参照）につながる場合にのみ成功したといえる。

賠償：

人権侵害の被害者に対する返還、補償、回復、〔被害者の〕満足および二度と繰り返さないという保障。賠償は、人権侵害および被害の重大さに見合っており、被害者が賠償制度に関連する情報を持ち、その制度を平等かつ効果的に利用する機会を有する場合において、完全かつ効果的であるといえる¹²。

自然災害の二次的被害：

自然災害の二次的被害には、大雨または地震活動によって引き起こされる土砂崩れ等の自然のまたは物理的な影響が含まれる。これらには、初期災害が産業施設およびインフラストラクチャーにもたらす影響（例えば、

¹¹ 国連人道問題調整事務所（OCHA）作成の「武力紛争における市民の保護に関する人道用語集（Glossary of Humanitarian Terms in relation to the Protection of Civilians in Armed Conflict）」（2003年）を参照。

¹² 現行の国際慣習法では、賠償は重大な人権侵害の場合にのみ適用される（2006年3月21日付国連総会決議60/147「国際人権法の重大な侵害および人道法の深刻な侵害の被害者の救済および賠償に対する権利に関する原則およびガイドライン（Principles and guidelines on the right to a remedy and reparation for victims of gross violations of international human rights law and serious violations of humanitarian law）」を参照）。重大性の低い事案における補償義務は、国際的な人権条約に基づいて行われる。

水力発電所のダムへの被害、または人間の健康および生命への脅威となる危険物質を漏洩させる可能性のあるパイプラインおよび化学工場への被害) も含まれる。

付属資料 II : 特定の集団の人々の保護 関連ガイドラインのクロスリファレンス

災害時においては、ある特定の人々の集団は特に脆弱であり、特別のニーズを持つことがある。これらの人々が直面するかもしれない特定の人権問題や、これらの人々を保護するためのいくつかの具体的な対策は、活動ガイドラインに制度的に組み込まれている。この付属資料は、次のような集団を対象とした関連ガイドラインのクロスリファレンスを紹介したものである。すなわち、避難者、女性、子供および未成年者、高齢者、障がいのある人々、HIV/AIDS と共に生きる人々、親族の支援のない片親世帯または子供が世帯主の世帯、少数民族の集団および先住民といった集団である。

1. 避難者〔訳注：国内避難民〕

《ガイドライン》

I.1 非差別

I.6 「国内強制移動に関する指導原則」に従った避難者の待遇

I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動

A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護

A.1.2–A.1.8 避難（自主的および強制的なもの）

A.2 家族の離散および家族と離散した子供または随伴者のいない子供の保護

A.3 自然のハザードによる二次的被害からの保護

A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）

A.4.2 ジェンダーに基づく暴力行為からの保護

A.5.1–A.5.3 受け入れ家族・コミュニティ、キャンプ・集団避難施設における安全

B.1.1–B.1.3 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供

B.2.1 食料の平等な入手機会

B.2.2 キャンプ・集団避難所における水および衛生環境

B.2.3 避難者にとっての安全なかつ尊厳のある避難所（キャンプの外を含む）

B.2.4 被災者を受け入れるための使われていない不動産の占有

B.2.5 保健医療の平等な利用機会

B.2.6 避難を強いられた子供の学校教育への復帰支援

C.1.2 残置された財産の保護

C.2.1–C.2.5 退去時の保障を含めた適切な収容施設

- C.3.3 キャンプ・避難場所の立地、生計手段の入手・利用機会
- D.1.1 書類の紛失を理由として住居への帰還を阻止しないこと
- D.2.1 – D.2.5 持続的な解決の中における移動の自由
- D.3.1 – D.3.2 災害対応の全ての段階における家族の統一性と家族の再会
- D.4.1 災害対応に関するフィードバックの収集
- D.5.1 選挙権

2. 女性

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動
 - A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護
 - A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）
 - A.4.2 ジェンダーに基づく暴力行為からの保護
 - A.4.3 人身売買、児童労働および現代的形態の奴隷制からの保護
 - A.5.2 キャンプ・集団避難施設における安全および保護
 - B.1.1 – B.1.2 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
 - B.1.4 人道的活動における性別に特化した役割への対処
 - B.2.1 食料の配給の計画策定、設計および実施への女性の参加
 - B.2.2 キャンプ・集団避難所における衛生設備の利用上の安全
 - B.2.3 特定のニーズに対処する適切な避難施設
 - B.2.5 女性の健康についてのニーズに対する特別の配慮
 - B.2.6 教育の平等な利用機会
 - C.1.5 自己の名義での財産の（再）請求および所有権証書の取得に対する支援
 - C.2.3 収容施設・住居プログラムの計画策定と実施における協議と参加
 - C.3.1 – C.3.2 生計手段および技能訓練の入手・利用機会
 - D.1.1 自己名義での書類発行の平等な利用機会
 - D.4.1 災害対応に関するフィードバックの収集

3. 子供および青年層

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.5 子供の最大の利益〔訳注：原文ではI.4となっているが、正しくはI.5であると思われる。〕
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動
 - A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、保全および健康の保護
 - A.2.1 子供の両親を伴った避難
 - A.2.2 家族と離散した子供および随伴者のいない子供に対する一時的な保護

- A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）
- A.4.2 ジェンダーに基づく暴力行為からの保護
- A.4.3 人身売買、児童労働および現代的形態の奴隷制からの保護
- A.4.5 武装要員による徴用および利用からの保護
- A.5.2 キャンプ・集団避難施設における安全および保護
- B.1.1 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
- B.2.1 特定のニーズを持つ人々が妨げられることなく食料を入手する機会
- B.2.3 特定のニーズに対処する適切な避難施設
- B.2.5 未成年の女子の健康についてのニーズに対する特別の配慮
- B.2.6 教育の平等な利用機会（就学の復帰支援を含む）
- C.1.5 孤児の財産の（再）請求支援
- C.4.1 中等・高等教育の利用機会
- D.1.1 随伴者のいない子供、家族と離散した子供または孤児の自己の名義による書類作成
- D.3.2 家族の再会
- D.3.3 家族と離散した子供および随伴者のいない子供が家族と再会できるまでの保護対策
- D.4.1 災害対応に関するフィードバックの収集

4. 高齢者

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動
- A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護
- A.1.3 避難を行う間の特別の配慮
- A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）
- A.5.2 キャンプ・集団避難施設における安全および保護
- B.1.1–B.1.2 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
- B.2.1 特定のニーズを持つ人々の食料の確実な入手機会
- B.2.2 衛生設備が利用しやすいものであること
- B.2.3 特定のニーズに対処する適切な避難施設
- B.2.5 保健医療の利用機会
- D.3.2 家族の再会

5. 障がいのある人々

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動

- A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護
- A.1.3 避難を行う間の特別の配慮
- A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合も含む）
- A.5.2 キャンプ・集団避難施設における安全および保護
- B.1.1–B.1.2 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
- B.2.1 特定のニーズを持つ人々の食料の確実な入手機会
- B.2.2 衛生設備が利用しやすいものであること
- B.2.3 特定のニーズに対処する適切な避難施設
- B.2.5 特定の保健医療
- B.2.6 教育を受けるにあたっての障がいのある子供に対する特別の配慮
- C.2.3 収容施設・住居プログラムの計画策定と実施における協議と参加
- C.3.1 生計手段および技能訓練の入手・利用機会
- D.4.1 災害対応に関するフィードバックの収集

6. HIV/AIDS と共に生きる人々

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動
- A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護
- A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）
- B.1.1–B.1.2 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
- B.2.1 特定のニーズを持つ人々の食料の確実な入手機会
- B.2.5 保健医療および HIV/AIDS の予防の利用機会
- B.2.6 HIV/AIDS に関する教育および予防の平等な利用機会
- C.3.1 生計手段および技能訓練の入手・利用機会

7. 家族の支援のない片親世帯および子供が世帯主の世帯

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動
- A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護
- A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）
- A.5.2 キャンプ・集団避難施設における安全および保護
- B.1.1–B.1.2 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
- B.1.4 人道的活動における性別に特化した役割への対処

- B.2.1 特定のニーズを持つ人々の食料の確実な入手機会
- B.2.2 キャンプ・集団避難所における衛生設備の利用上の安全
- B.2.6 世帯主となっている子供に対する教育の利用機会の保障
- C.1.3 土地の権利証書および財産関連書類の回復に対する円滑な手続き
- C.2.3 収容施設・住居プログラムの計画策定と実施における協議と参加
- D.4.1 災害対応に関するフィードバックの収集

8. 差別に直面している民族のおよび宗教的少数者または集団ならびに先住民

《ガイドライン》

- I.1 非差別
- I.3 参加と協議
- I.8 ニーズ評価に基づいて優先されるべき保護活動
- I.9 文化的な感受性を尊重した保護活動
 - A.1.1 差し迫った危険にさらされている人々の生命、身体の健全性および健康の保護
 - A.4.1 緊急段階の間およびその後における暴力からの保護に対する特別の配慮（キャンプ・集団避難施設における場合を含む）
 - A.5.2 キャンプ・集団避難施設における安全および保護
 - A.6.4 民族のおよび宗教的な感受性に配慮した方法での遺体の処理
- B.1.1 – B.1.2 人道的物資・人道的サービスの入手・利用機会およびそれらの物資・サービスの適切な提供
- B.2.3 適切でありかつ文化的に受け入れられる避難施設
- B.2.6 文化的な感受性に配慮した教育の平等な利用機会
- C.1.2 残置された財産の保護
- C.1.6 土地の権利および所有権に対する伝統的な請求権の尊重
- C.2.3 収容施設・住居プログラムの計画策定と実施における協議と参加
- C.3.1 訓練プログラムが経済的な差別を助長しないようにするための保障
- D.4.1 災害対応に関するフィードバックの収集
- D.4.2 – D.4.3 文化的な感受性に配慮した人道的支援ならびに宗教的信条および文化的伝統を実行する権利

付属資料 III :
行動規範、ガイドラインおよびマニュアルの参照

- Global Health Cluster Guide, (provisional version) 2009.
- Global Protection Cluster Working Group, Handbook for the Protection of Internally Displaced Persons, March 2010.
- Guiding Principles on Internal Displacement, 1998.
- Handicap International, Disability Checklist for Emergency Response, 2010.
- Handicap International, Accessibility for All in an Emergency Context: A Guideline to Ensure Accessibility for Temporary Infrastructure, WASH Facilities, Distribution and Communication Activities for Persons with Disabilities and other Vulnerable Persons, 2009.
- IASC Framework on Durable Solutions for Internally Displaced Persons, 2010.
- IASC, Women, Girls, Boys & Men. Different Needs – Equal Opportunities, Gender Handbook in Humanitarian Action, 2006.
- IASC Gender e-course, Women, Girls, Boys & Men. Different Needs – Equal Opportunities, 2009.
- IASC Guidelines for Addressing HIV in Emergency Settings, 2009.
- IASC Guidelines for Gender-Based Violence Intervention in Humanitarian Settings, 2005.
- IASC Guidelines on Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings, 2007.
- IASC Humanitarian Action and Older Persons: An Essential Brief for Humanitarian Actors, 2008.
- IASC Policy on the Protection of Internally Displaced Persons, 2000.
- IASC Policy Package on Internal Displacement: Implementing the Collaborative Response to Situations of Internal Displacement, Guidance for UN Humanitarian and/or Resident Coordinators and Country Teams, 2004.
- ICRC/IRC/SCUK/UNICEF/WVI, Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children 2004.
- ICRC, Management of Dead Bodies After Disasters: A Field Manual for First Responders, 2009.
- IFRC, Code of Conduct for the International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief, 1992.
- INEE Minimum Standards for Education in Emergencies, 2004.
- Inter-Agency Working Group (IAWG), Inter-Agency Field Manual on Reproductive Health in Humanitarian Settings, 2010.
- Inter-Agency Guiding Principles on Unaccompanied and Separated Children, 2004.
- PAHO/WHO/ICTC/IFRC, Management of Dead Bodies after Disasters, A Field Manual for First Responders, 2006.
- Paris Principles: Principles Relating to the Status and Functioning of National Institutions for Protection and Promotion of Human Rights, 1993.

- Paris Principles: Principles and Guidelines on Children Associated with Armed Forces and Armed Groups, 2007.
- Sphere Project – Humanitarian Charter and Minimum Standards in Disaster Response, Geneva 2011.
- UN Action, Reporting and Interpreting Data on Sexual Violence from Conflict-Affected Countries: Do's and Don'ts, 2008.
- UNHCR Guidelines on Sexual and Gender-Based Violence against Refugees, Returnees and Internally Displaced Persons: Guidelines for Prevention and Response, 2003.
- UNHCR Policy on Older Refugees, 2000.
- United Nations, Central Emergency Response Fund (CERF) Life-Saving Criteria 2010.
- United Nations Declaration on the Rights of Disabled Persons, GA Resolution 3447 (XXX) of 9 December 1975.
- United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, GA Resolution 61/295 of 13 September 2009.
- United Nations Declaration on the Rights of Mentally Retarded Persons, GA Resolution 2856 (XXVI) of 20 December 1971.
- United Nations Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities, GA Resolution 47/135 of 18 December 1992.
- United Nations Principles for Older Persons, GA Resolution 46/91 of 16 December 1991.
- United Nations Principles on Housing; and Property Restitution for Refugees and Displaced Persons, 2005.
- WHO, Disaster, Disability and Rehabilitation, 2005.
- WHO, Guidelines for the Management of Sexually Transmitted Infections, 2003.
- WHO, Management of Dead Bodies in Disaster Situations, 2004.
- WHO, Reproductive Health During Conflict and Displacement: A Guide for Programme Managers, 2000.
- WHO/GWH, Gender Considerations in Disaster Assessment, 2005.
- WHO/UNHCHR, Clinical Management of Rape Survivors: Developing Protocols for Use with Refugees and Internally Displaced Persons. Revised edition, 2004.
- WHO/UNHCR/UNFPA, Clinical Management of Rape E-Learning Programme, 2010.
- World Conference on Disaster Reduction, Hyogo Framework for Action 2005 – 2015; Building the Resilience of Nations and Communities to Disasters, 2005.
- World Conference on Human Rights, Vienna Declaration and Programme of Action.

翻訳助成：成蹊大学アジア太平洋研究センター
日本語版作成：墓田 桂（成蹊大学）
日本語版著作権：ブルッキングス・LSE国内強制移動プロジェクト
（日本語版はIASCの公式文書ではない）

Financial assistance for preliminary translation was provided by
Center for Asian and Pacific Studies (CAPS), Seikei University.
The Japanese version was elaborated by Dr. Kei Hakata (Seikei University).
Copyright for the Japanese version of the *IASC Operational Guidelines
on the Protection of Persons in Situations of Natural Disasters* is held by
The Brookings-LSE Project on Internal Displacement.
This is not a formal IASC publication.

